

平成23年度

青梅市環境報告書

青梅市環境經濟部環境政策課

はじめに

青梅市は、市民・市民団体・事業者・滞在者・市が協働して、青梅市の環境特性を生かした環境と調和したまちづくりを進めるため、環境にかかわる諸政策を総合的かつ計画的に推進する「青梅市環境基本計画」を、平成17年3月に策定しました。

環境行政は多くの課題を抱えています。これからの環境問題は、各主体があらゆる活動のなかで、それぞれが意識をもって環境負荷の低減に取り組むことが必要です。

多くの方々に環境意識を高めていただくための一助として、前年に引き続き「青梅市環境報告書」を発行いたしました。この小冊子を広く御活用いただき、本市の環境への取組に一層の御理解を頂ければ幸いです。

今後も、市民・事業者の皆様の御理解と御協力を頂きながら、環境の保全の推進に努めてまいります。

平成25年3月

青梅市環境経済部

◇ 目 次 ◇

ページ

§ 1	青梅市の概要	
1	位置と地形	1
2	人口と世帯	1
3	区域区分	1
4	用途地域	2
§ 2	環境基本計画の推進	
1	環境基本計画の概要	3
2	環境基本計画の推進・進行組織	5
3	環境推進会議	6
4	おうめ環境市民会議	7
5	環境審議会	8
6	青梅市環境連絡会	9
7	環境基本計画平成23年度市の取組一覧	10
8	環境基本計画環境目標達成値（平成23年度）	21
§ 3	地球温暖化対策	
1	青梅市地球温暖化対策実行計画の概要	22
2	青梅市地球温暖化対策実行計画の実施結果	24
§ 4	公害対策	
I	大気	
1	大気汚染等にかかる環境基準	25
2	大気汚染常時測定	27
3	光化学スモッグ（光化学オキシダント）	30
4	交差点等大気汚染調査	31
5	大気中重金属調査	35
6	採石場周辺の大気中粉じん調査	38
7	酸性雨調査	39
8	ダイオキシン類調査	40
9	大気中アスベスト調査	41
10	微小粒子状物質調査	42
11	放射線量測定	43
II	河川等水質調査	
1	河川の概要	44
2	調査結果（年平均）	50

3	BOD経年変化（数値は年平均値）	5 2
4	藻類・底生生物調査結果	5 3
5	ダイオキシン類調査結果（東京都調査）	6 3

III 工場・指定作業場等

1	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（略称：環境確保条例）に関する事務処理状況	6 4
2	事業所調査	6 5

IV 騒音・振動

1	道路交通騒音・振動調査	6 6
2	騒音規制法・振動規制法に関する事務処理状況	7 2

V 採石公害対策

1	主要交差点のダンプトラック交通量調査	7 4
---	--------------------	-----

VI 苦情受付状況

1	平成23年度月別苦情受付状況	7 6
2	用途地域別苦情受付状況	7 6
3	発生源別苦情受付状況	7 7
4	経年変化	7 7

§ 5 参考資料

1	国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所からの情報提供	7 8
2	東京都環境局自然環境部からの情報提供	7 9
3	林野・植生面積	8 1
4	工場・指定作業場	
	別表1 工場（環境確保条例第2条関係）	8 2
	別表2 指定作業場（環境確保条例第2条関係）	8 4
	別表3 騒音規制法特定施設	8 6
	別表4 振動規制法特定施設	8 7
	別表5 特定建設作業（届出必要）	8 8
	別表6 指定建設作業（届出不要）	8 9
5	青梅市環境基本条例	9 0

§ 1 青梅市の概要

1 位置と地形

青梅市は、都心から約50キロメートル北西部に位置し、（市役所の位置：東経139度16分30秒 北緯35度47分16秒 海拔186.6メートル）総面積は103.26平方キロメートルで、東京都全域の約4.7パーセントを占めている。

市内の地形は、中央部と西部の山地、北東部と南東部の丘陵地、丘陵地に挟まれた台地に大別され、台地は扇状台地を形成している。

また、市域のほぼ中央を北西から南東方向に流れる多摩川に沿って河岸段丘が分布している。

2 人口と世帯（各年1月1日現在）

年	区分 世帯数	人口（人）			人口密度 （人／km ² ）	一世帯あたり の平均人員
		総数	男	女		
平成15年	55,472	140,499	71,069	69,430	1,360.6	2.53
平成16年	56,003	140,414	70,963	69,451	1,359.8	2.51
平成17年	56,691	140,840	71,138	69,702	1,363.9	2.48
平成18年	57,300	140,813	70,990	69,823	1,363.7	2.46
平成19年	57,189	140,372	70,755	69,617	1,359.4	2.45
平成20年	58,365	140,190	70,675	69,515	1,357.6	2.40
平成21年	58,759	139,818	70,373	69,445	1,354.0	2.38
平成22年	59,326	139,713	70,329	69,384	1,353.0	2.36
平成23年	59,872	140,038	70,372	69,666	1,356.2	2.34
平成24年	60,259	139,746	70,153	69,593	1,353.3	2.32

3 区域区分（平成16年6月24日告示）

区 分	面 積（ha）	百分率（％）
市 街 化 区 域	2,183.2	21.1
市 街 化 調 整 区 域	8,142.8	78.9
合 計	10,326.0	100.0

4 用途地域（平成16年6月24日告示）

種 類	面 積 (ha)	百分率 (%)
第一種低層住居専用地域	848.7	38.5
第二種低層住居専用地域	64.0	2.9
第一種中高層住居専用地域	362.7	16.4
第二種中高層住居専用地域	49.9	2.3
第一種住居地域	294.4	13.4
第二種住居地域	20.4	0.9
近隣商業地域	109.6	5.0
商業地域	26.5	1.2
準工業地域	262.4	11.9
工業地域	107.2	4.9
工業専用地域	56.5	2.6
合 計	2,202.3	100.0
第1種特別工業地区	163.7	—
第2種特別工業地区	146.1	—

※第一種低層住居専用地域の内約19.1haは、市街化調整区域に指定
 第一種特別工業地区は、工業地域および工業専用地域の全域に指定
 第二種特別工業地区は、準工業地域の一部に指定

§ 2 環境基本計画の推進

1 環境基本計画の概要

青梅市環境基本計画は、環境にかかる諸政策を総合的かつ計画的に推進するための、基本となる計画です。将来においても青梅市が住み良い環境を形成していくため、市民・市民団体・事業者・滞在者・市が協働して取り組むこととし、各主体の環境へのかかわり方を示しています。青梅市の環境特性を生かした環境と調和したまちづくりを目指しています。

この計画の策定に当たっては、約30名の市民が参加した「市民会議」が中心となって、庁内の検討組織と協働して平成17年3月に策定しました。

(1) 計画の位置付け

青梅市環境基本条例第8条にもとづき、青梅市総合長期計画を環境面から推進する計画として位置付けられます。

(2) 計画の対象とする範囲

大気汚染、水質汚濁、騒音・振動の防止等による生活環境の保全、自然環境の保全、ごみ問題、資源の再利用、地球規模の環境問題に対応した地域社会からの行動、およびそれらを推進していくための組織づくり（情報提供、連携、教育など）を対象とします。

(3) 計画の期間

平成17年度から平成26年度（2014年）までの10年間とします。

(4) 計画を推進するに当たっての基本理念

○環境の保全等は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

○環境の保全等は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組と相互の協力によって行われなければならない。

○地球環境の保全等は、日常生活およびすべての事業活動において推進されなければならない。

(5) 計画全体の望ましい環境像を支える5つの環境テーマ

青梅市環境基本計画の目標は、21世紀半ばを展望した20～30年後の「計画全体の望ましい環境像」とそれを支える5つの環境テーマ（緑、水、大気、ごみと資源、くらし）の望ましい環境像からなっています。

私たちは、5つの環境テーマで示された基本方針ごとの取組を進めることにより、望ましい環境像の実現を図っていきます。

(6) 計画全体と各環境テーマのキャッチフレーズおよび基本方針

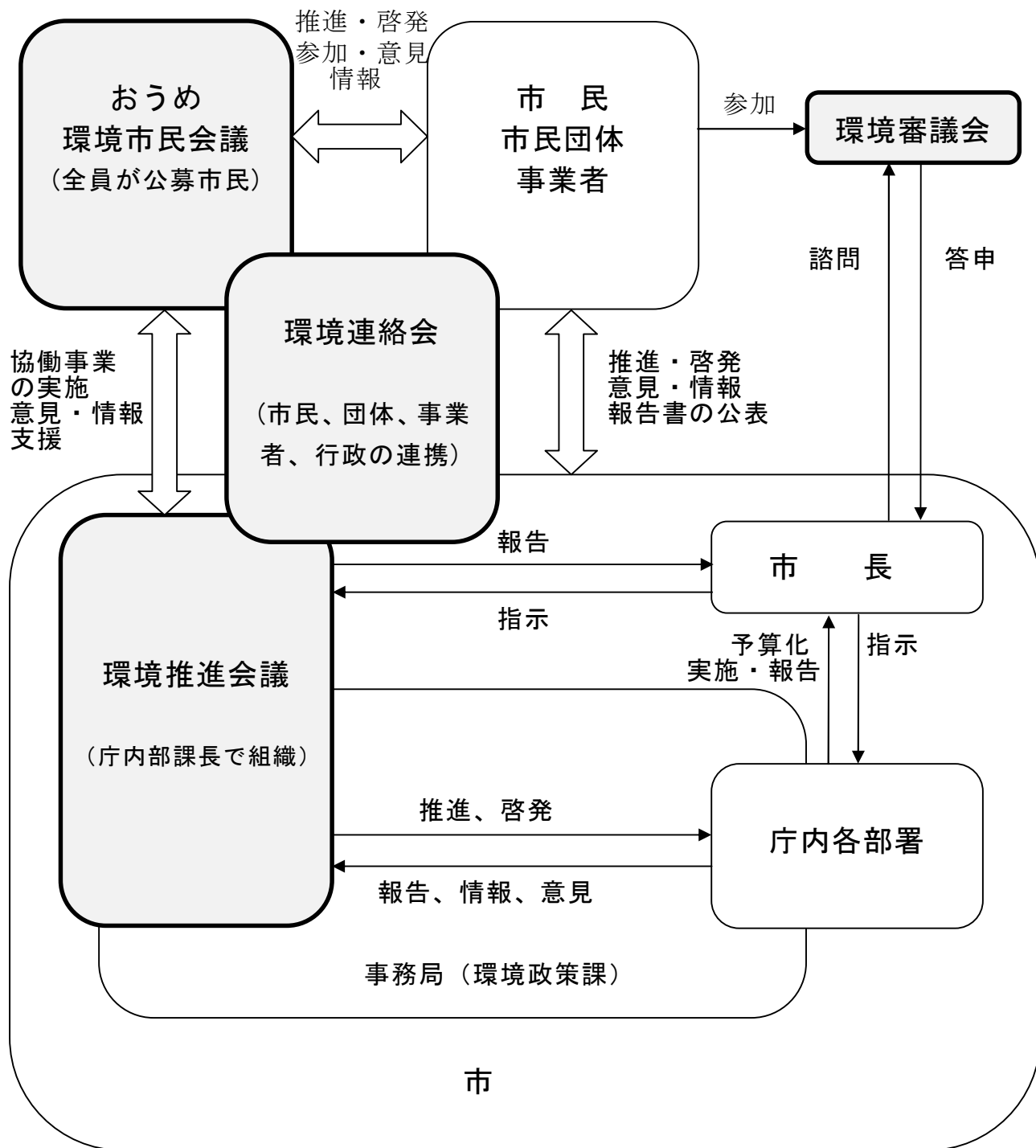
☆美しい自然のふるさと青梅

○緑…青梅の緑から地球の緑へ

- ・緑豊かな森林を守り、育てる
- ・身近な自然を守り、育てる

- ・ 恵み豊かな農地を活かす
- ・ 人と動植物との共生
- 水…流域市民を結ぶ水の生まれるまち
 - ・ 豊かな水源を保全する
 - ・ 清冽な水質・豊かな水量を守る
 - ・ 地域に活きた親しめる川の復活へ
 - ・ 人と水のかかわりを知る
- 大気…大気公害のない澄んだ空気と思いやりのあるまち
 - ・ 化学物質汚染から大気環境を守る
 - ・ 自動車による負荷から大気環境を守る
 - ・ 生活環境における負荷から大気環境を守る
 - ・ 地球環境に与える負荷から大気環境を守る
- ごみと資源…創造に満ち溢れる循環型社会のまち
 - ・ 持続可能な循環型社会を構築する
 - ・ 生活環境保全のため廃棄物を適正に処理する
 - ・ 地球温暖化防止対策を実践する
- くらし…市民がつくる未来のふるさと＝循環と共生のまち
 - ・ こころの環境を育む
 - ・ いのちを活かすまち・ふるさとを育む
 - ・ 環境のためのネットワークを共に創る
 - ・ 循環型のくらしを目指す
 - ・ 自然を育む文化・歴史を伝え創造する

2 環境基本計画の推進・進行組織



3 環境推進会議

(1) 目的

市の全ての課を横断する組織として、環境の保全・創造にかかる施策を推進し、計画の進行管理を通じて全体の環境マネジメントを行うとともに、環境市民会議等と連携して協働事業を行います。

(2) 役割

ア 各課で取り組む環境の保全にかかる施策・事業についての総合的な調整・推進と全職員に対する意識啓発

イ おうめ環境市民会議等の市民・事業者との協働事業の実施

ウ 周辺市町村や都、国などと協働して取り組む施策・事業の実施と青梅市から周辺市町村などに対する環境情報の発信

エ 各課で取り組む環境の保全にかかる施策・事業についての点検・評価

オ 施策・事業の点検・評価結果を、おうめ環境市民会議と連携し、環境報告書を作成

カ 環境報告書に対する市民、環境審議会等からの意見を踏まえ、次年度以降の年次計画に反映

(3) 青梅市環境推進会議設置要綱

ア 環境の保全等に関する施策について検討し、その円滑な推進を図るため、設置

イ 平成17年9月1日制定

ウ 庁内17名の部課長で構成

4 おうめ環境市民会議

(1) 目的

市民と事業者の運営組織として、環境保全の普及啓発を推進するため、市民と事業者等の計画立案や、環境推進会議との協働事業の計画立案などを行います。

(2) 役割

ア 市民、事業者、滞在者などに対する環境保全の普及啓発、各主体が行う取組の計画立案・支援

イ 環境推進会議等の行政との協働事業の計画立案と点検・評価

ウ おうめ環境市民会議としての取組の実施とその点検・評価

エ 環境報告書にもとづく、市の施策・事業の実施、計画全体の進捗よく状況に対しての意見・提案

(3) 設立

ア 設立日 平成17年11月30日

イ 会員数 30名（平成23年4月1日現在）

(4) 活動状況

定例会 12回

(5) 協働による取組

ア おうめ環境ニュース発行（3月1日号）

発行日 平成24年3月1日

概要 環境基本計画推進の周知とともに協働事業の紹介を通じ、環境問題に対する市民意識の向上を促すことを目的として発行した。

イ おうめ環境フェスタ2011

開催日 平成23年10月16日

概要 青梅市環境基本計画の周知や、市民活動や教育活動による環境への取り組みの紹介・展示、講演会などを行った。

ウ 「青梅の森」市民ボランティア講座

開催日 平成23年10月1日、平成23年12月4日、平成24年2月26日、平成24年3月18日

概要 「青梅の森」に関心を持っていただき、今後、保全・整備事業を進める中で、ボランティアとして活動する市民の育成を目的に実施した。

エ 自然環境観察講座

開催日 平成23年9月25日、平成23年11月13日、平成24年3月20日

概要 市内の河川において水質調査をすることで、普段とは違った視点で河川の状況を学んでもらうことを目的に実施した。

5 環境審議会

(1) 目的

市長からの諮問に対し調査審議の後、答申するとともに、環境報告書やそれに対する市民等の意見をふまえ、専門的見地から計画の点検・評価を行います。また、計画の推進や見直しにあたって市長に助言を行います。

(2) 役割（青梅市環境基本条例第23条第2項に規定する事項）

ア 環境基本計画に関すること

イ 環境への配慮に関すること

ウ 環境の保全等についての基本的事項に関すること

(3) 青梅市環境審議会規則

ア 青梅市環境基本条例（平成14年青梅市条例第34号）第23条第6項の規定にもとづき、青梅市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織および運営に関する必要な事項を定めたもの

イ 平成14年7月20日施行

ウ 公募市民、各種団体等の代表、事業者、学識経験者、関係行政機関の職員15名以内で構成

(4) 開催状況

ア 第1回 平成23年8月23日

青梅市産業廃棄物等の処理施設の設置等の紛争予防に関する条例（素案）について

イ 第2回 平成24年2月10日

青梅市墓地等の経営の許可等に関する条例素案について 他

6 青梅市環境連絡会

(1) 目的

地球温暖化対策を始めとする様々な環境問題に対し、積極的な取り組みを行っている様々な主体が一堂に会し、情報の共有化、新たな協働体制の確立など、今後の環境保全活動の更なる発展を目指す連絡調整の場です。

(2) 役割

ア 基本計画および取組内容の共通理解と周知に関すること

イ 取組内容の実施主体相互間との連携の確保と情報交換に関すること

ウ その他基本計画の推進に関し、必要と認められる事項に関すること

(3) 登録団体数

18団体（平成23年4月1日現在）

(4) 開催状況

ア 第1回 平成23年6月17日

イ 第2回 平成23年12月22日

(5) 取組事業

ア みんなで打ち水

(ア) 打ち水ウィーク

実施期間 平成23年8月8日～平成23年8月14日

(イ) 全市一斉打ち水

実施日 平成23年8月10日

イ クール・ビズ運動

実施期間 平成23年6月15日～平成23年10月15日

ウ ウォーム・ビズ運動

実施期間 平成23年12月1日～平成24年3月31日

エ クールアース・デー

実施日 平成23年7月7日

オ エコドライブ運動

実施期間 通年

7 青梅市環境基本計画 平成23年度 市の取組一覧

- . . . 平成23年度中に実施（前年度以前から実施している場合を含む）
 △ . . . 調査・検討段階
 — . . . 未着手

テーマ				
基本方針				
取組の方向性		市の取組	実施の有無	
具体的施策				
緑	(1) 緑豊かな森林を守り、育てる	ア 植林地の管理と保全		
		1 森林の保全	○ 造林や間伐に対する補助金交付事業を継続実施します。	○
			○ 水源林の維持管理・保全に取り組みます。	○
			○ 手入れの行われていない森林を対象に森林再生事業を推進します。	○
			○ 松くい虫の防除対策を継続実施します。	○
			○ 森林保全リーダーを養成していきます。	○
			○ スギ・ヒノキと広葉樹との混交林化を推進します。	○
			○ 森林に対する環境保全のための、支援制度について検討します。	○
	2 森林保全ネットワークの構築	○ ボランティアやNPO活動の拠点となり、市民の交流の場ともなる施設を検討します。	○	
		○ 森林ボランティア活動のPRを行います。	○	
	イ 林業の振興	3 地域木材の使用の拡大	○ 市庁舎等の市の施設には、地域木材の使用に努めます。	○
			○ 地域木材の使用をPRLします。	○
			○ 小・中学校で使用する木製品には、地域木材の使用に努めます。	○
			○ 間伐材の利用方法について検討し、間伐材の利用を推進します。	—
○ 木工のための機材や道具を用意し、市民が木工体験などを行えるような施設の整備に努めます。			—	
○ 地域木材を使用した木工の体験・販売施設を検討します。		—		
4 林業後継者の育成	○ 林業従事の人材の育成と確保に向けた担い手育成事業を推進します。	○		
緑	(2) 身近な自然を守り、育てる	ア 身近な自然の保全・育成		
		5 緑のネットワークづくり	○ 保全区域・保存樹木等の指定により、緑のネットワーク化が行えるように努めます。	—
			○ 自然地における一定規模以上の開発等については、環境配慮指針を策定し、指導していきます。また、事業者が市民に説明する公開の場を設けるよう指導する等情報の公開に努めます。	—
			○ 公園・緑地の整備にあたっては、計画段階から市民と協働で取り組みます。	○
			○ 緑地を担保するため、所有者の理解を得て、緑地保全区域等の指定に努めます。	○
	○ 市街化調整区域内の緑の保全の方針を明確にし、開発等から緑を保全していく施策に取り組みます。	—		
	イ 市街地の緑の保全と創出			
	6 緑の生活空間の創造	○ 公園緑地の整備を進めます。	○	
		○ 市の施設の緑化に努め、できるだけ在来種の草花を植えます。	○	
		○ 大径木を含む街路樹を維持し、美しい町並みを創出します。	○	

テーマ				
基本方針				
取組の方向性		市の取組	実施の有無	
具体的施策				
緑	(3)	ウ 自然に親しむ場所の創造		
		7 自然に親しむ場所の創造	○ 自然環境に配慮した遊歩道・ハイキングコースの整備を行います。 ○ 環境教育が推進できるような森を整備します。 ○ グリーンマップを作成します。 ○ 森の木や街路樹にネームプレートをつけるなど、市民が自然環境に興味を持ち親しめるような取組を行います。 ○ 広場・公園・市の施設、園路などには、天然素材をなるべく使用します。	○ ○ — ○ ○
		ア 農地の保全		
		8 遊休農地や使われなくなった谷戸田の活用	○ 市民農園等、市民が農業とふれあえる場所を拡充していきます。 ○ 学校農園を拡充していきます。 ○ 遊休農地や谷戸田を利用した農業体験・農業学習施設(アグリパーク)を整備します。	○ ○ —
		9 農地の保全	○ 効率的な農地利用が図れるように基盤整備を行います。	○
		イ 人や環境に優しい農業の推進		
	10 環境負荷の少ない持続的農業の推進	○ 環境に優しい農業の推進をPRします。 ○ 事業者や農業団体、都や国と協力し、循環型農法・有機農法の推進に取り組めます。	○ ○	
	ウ 農業の振興			
	11 地産地消の推進	○ 交流型農業・観光農業の推進に取り組めます。 ○ 事業者等と協力し特産物の開発に取り組めます。 ○ 地元産の農産物の販売促進に取り組めます。 ○ 地元産の農産物の学校給食などへの使用を推進します。	— — — ○	
	12 農業の担い手の確保	○ 農業の後継者育成の取組を行います。	○	
	(4)	ア 多様な動植物を育む自然環境の保全		
		13 地域の生態系の保全	○ 市民・事業者と協働して自然環境調査を行い、在来生物の種の数を確保するため市独自のレッドデータブックの作成・動植物の保護区域・保護動植物の設定を検討します。 ○ 外来種問題、光害の調査・対策に取り組めます。 ○ 獣害の調査・対策に取り組めます。 ○ 動物の移動経路を確保する緑の回廊づくりに努めます。 ○ 生態学調査にもとづいた開発のガイドライン等の作成に取り組めます。 ○ 水源地域を保全する施策に取り組めます。	— △ ○ △ — ○

テーマ				
基本方針				
取組の方向性		市の取組	実施の有無	
具体的施策				
水	(1) 豊かな水源を保全する	ア 水源域環境の保全		
		1 広葉樹林化による水源涵養	○ 混交林化に取り組みます。ボランティア活動を支援します。	○
		イ 湿地・池・地下水・湧水・井戸などの保全		
		2 地下水利用状況の調査の実施	○ 事業者の地下水使用量を調査します。	○
		3 湧水マップ作成	○ 湧水マップ作成のボランティア活動を支援します。	—
		ウ 貴重で限りある水資源の有効活用		
		5 雨水の活用	○ 学校、公共施設で雨水を活用します。	○
		6 節水の励行	○ 節水に取り組む呼びかけを行います。	○
			○ 節水方法の具体例を示し、実践の記録が記入でき、目標に向けての点検ができるようなパンフレットを作成、配布します。	—
		7 地下水の涵養と河川への負担軽減	○ 道路の透水性舗装、浸透ます等の普及を促進します。	—
○ 雨水の浸透に関して、市民の設備設置に対し、一部の地域には補助を行います。	○			
水	(2) 清冽な水質・豊かな水量を守る	ア 水源域の保全		
		8 水源域の保全	○ 環境を優先した施策を行い、保全に努めます。	○
			○ 水源域マップの作成に努めます。	—
		イ 生活排水・事業所排水の改善		
		9 下水道未普及地域への対応	○ 下水道整備の促進、各種排水処理に関し、多摩川流域自治体と情報交換・交流を進めます。	○
		10 農薬や化学物質などによる水質汚染の防止	○ 化学物質等の水質汚染調査を定期的に行います。	○
			○ 地下水、川などの汚染源の対策と指導を行います。	○
		11 排水の工夫	○ 合併処理浄化槽設置に伴う資金補助を実施します。	○
		ウ 地下水汚染の防止		
		12 土壌汚染対策	○ 不法投棄のパトロールを行います。	○

テーマ				
	基本方針			
	取組の方向性	市の取組	実施の有無	
水	(3)	地域に活きた親しめる川の復活へ		
		ア 清流の復活と水生生物の保護・育成		
		13 ごみの不法投棄防止対策	○ 河川への不法投棄物に対しては、すみやかな対応を行います。	○
	14 水生生物等の保護	○ 市の施設に青梅の水生生物を展示し、保護・育成への取組を訴えます。	○	
	15 水辺の動植物の調査	○ 水生生物等を調査し、絶滅危惧種などの保護を検討します。	○	
	イ 河川の生態系の維持			
	16 鵜などへの対策	○ 川鵜対策について検討します。	—	
	17 鮎などの魚の溯上を促す魚道の整備への働きかけ	○ 全国や多摩川下流の解決例を調査し、鮎等の溯上ができるよう魚道の設置を国や都に働きかけます。	○	
	ウ 自然と親しめる水辺の再生と創出			
	19 子どもが水辺で自然と触れ合うことのできる場の提供	○ 河川環境の改善について、国、東京都と連携して取り組みます。 ○ 河川で遊ぶことができる場所について、市民や子どもたちの声が反映されるよう関係機関に働きかけます。 ○ 河川のコンクリート等を見直し、調和のとれた河川環境にしていきます。 ○ 子どもが水辺等で親しめる施設、遊歩道の整備に関する要望を具体的実現に向け検討します。	○ ○ ○ ○	
	20 多摩川などで活動する市民団体の育成	○ 河川の保全を進める市民団体等の活動を支援します。	○	
	(4)	ア 水源地意識の確立		
	22 水辺の学習	○ 飲み水の「循環」について、環境学習の項目に取り入れます。	—	
	イ 水環境の向上に向けた広域的取組			
	24 周辺の自治体・市民団体との連携	○ 水環境の向上に向け、自治体や市民団体と連携して、保全事業に取り組みます。	○	
ウ 市民と市の協力による目標の設定と達成				
25 親しめる水環境指標の作成	○ 市民ボランティアを含めて指標を検討します。	—		

テーマ				
基本方針				
		取組の方向性		
		具体的施策	市の取組	
			実施の有無	
大気	(1)	ア ごみ等の自家焼却によるばい煙等の削減		
		1 自家焼却や野焼き等の規制の徹底	○ ごみ等の自家焼却に関する規制を徹底します。	○
			○ 剪定枝等は資源化を推進し、自家焼却の防止に取り組みます。	○
		イ ごみ処理施設の適正な管理		
		2 ごみ排出量の削減	○ 抜本的なごみ減量対策の実施に向けて努力します。	○
	○ 当面市民1人1日100gのごみ減量に向けて、ごみ処理の現状等について、市民・事業者等を対象として講座を展開するとともに、減量についてアイデアを募集し、協力を要請します。		○	
	ウ 事業所などによる大気への負荷の削減			
	3 事業所などからの有害物質排出量の抑制	○ 事業所などの大気汚染物質について、状況の把握と事業者への指導を行います。	○	
		4 大気汚染防止設備の充実	○ 大気汚染防止設備の改善に当たっては助成を行います。	○
	(2)	ア 道路とその道路周辺環境の改善		
5 徒歩や自転車の活用		○ 徒歩および自転車の利用促進のキャンペーンをします。	—	
6 駐輪場や道路の整備		○ 自転車の活用が進むよう、道路を整備します。	○	
7 街路樹の植栽		○ 街路樹を保全して、交通環境を整備します。	○	
8 圏央道や一般道路の騒音および大気汚染対策		○ 道路の騒音および大気汚染対策に取り組みます。	○	
9 トラック等の運搬車両の粉じん防止対策		○ トラック等を原因とする粉じん被害の防止に取り組みます。	○	
イ 自動車所有者の責務				
10 マイカーの使用を控える		○ 市職員の通勤時のマイカー使用を制限します。	○	
11 ノーカーデーの推進		○ 広報などを通してノーカーデーなど、車の使用を控えるように呼びかけます。	○	
		○ 自動車による大気汚染のメカニズムを事業者・市民に知らせます。	—	
12 低公害な車の導入推進		○ 公用車は率先して低公害車へ切り替えます。	○	
14 事業車両の効率的な運用		○ 公用車の適正な運用を行います。	○	
15 駐停車時のアイドリングストップの徹底		○ アイドリングストップの重要性を周知します。	○	
17 大型車両運転者への啓発		○ 大型車両運転者へ啓発活動や広報を実施します。	○	
ウ 公共交通機関の整備と利用促進				
19 公共バスの低公害車化	○ バスの事業者到低公害車化を要望します。	○		
20 鉄道・公共バスの増便推進と交通網の充実	○ コミュニティバスの運行など、交通網整備を検討します。	○		
21 公共交通機関活用の積極的広報	○ 公共交通機関の利用促進を図ります。	○		

テーマ					
基本方針					
取組の方向性		市の取組	実施の有無		
具体的施策					
大気	(3) 生活環境における負荷から大気環境を守る	ア 分煙意識の確立			
		22 非喫煙者の健康への配慮	○ 喫煙者のマナーアップや健康への影響について広報します。 ○ 公的施設での分煙を徹底します。 ○ 歩行禁煙などの条例化を検討します。	○ ○ ○	
		イ シックハウス対策の徹底			
		23 有害物質の使用制限	○ 市民や事業者へ、シックハウス・シックスクール等の影響について知らせます。 ○ 公共施設においては、シックハウス対策資材を使用します。	○ ○	
		ウ 悪臭等の防止対策			
		24 発生源の究明と防止対策	○ 関係機関と連携し迅速な対応を行います。 ○ 悪臭防止対策を行います。	○ ○	
		エ 花粉症対策の推進			
		25 針葉樹林の適正管理 26 広葉樹林の割合を増やす	○ 山林の適正管理と広葉樹林化について、山林所有者の働きかけと助成を行います。	○	
		オ 騒音・振動・粉じん・光害の削減			
	29 建設・解体工事等の騒音・振動防止、粉じん防止対策	○ 騒音・振動・粉じん等について、被害状況を発生原因者に知らせ、具体的な改善策を指導します。 ○ 低騒音・低振動の建設機械を使用するよう指導します。	○ ○		
	30 光害の抑制	○ 光害について、調査と対策に取り組みます。 ○ 電磁波について情報提供します。	— —		
	カ 大気環境調査				
	31 測定ポイントの充実	○ (大気)の継続的な調査、連続的なデータの蓄積を行います。 ○ 調査データの分析を行い、問題があれば対策に取り組みます。	○ ○		
	キ 目標の設定 (良い環境を守ることを目標とした青梅独自の大気の基準を、地域的な特徴を考慮して設けます)				
	32 目標の設定	○(青梅市独自の大気の基準を)市民、事業者等からの意見を聞いて検討します。	—		
	大気	(4) 地球環境に与える負荷から大気を守る	ア 地球温暖化防止への取組		
			33 化石燃料の削減と新エネルギーの利用促進	○ 自動車および事業者からの温室効果ガス発生抑制の啓発をします。	○
			34 省エネルギーへの取組	○ 公共施設における省エネルギー化および新エネルギーの利用促進に努めます。 ○ 省エネルギーのための啓発支援を行います。	○ ○
35 緑地の拡大			○ 市全域における緑地の保全に努めます。	○	
イ オゾン層破壊の防止					
36 フロンガスをはじめとするオゾン層破壊物質の拡散防止	○ オゾン層破壊物質の使用禁止の広報に努めます。	—			

テーマ					
ごみと資源	(1)	基本方針			
		取組の方向性			
			具体的施策	市の取組	実施の有無
		ア 資源の節約とごみゼロ社会に向けての取組			
		2	ライフサイクルアセスメントの実行	○ 公共施設建設には、ライフサイクルアセスメントを取り入れます。	—
		3	廃棄物の削減	○ 廃棄物の削減目標を市民・事業者とともに定め、減量に取り組みます。	○
				○ 拡大生産者責任の強化を国や都、事業者呼びかけていきます。	○
				○ 収集したごみの資源化を推進します。	○
		4	リサイクルネットワークの構築	○ 民間事業者が誰でも参加できるようなリサイクルのネットワーク体制を作ります。	—
		5	廃棄物の処理・リサイクルにかかる費用の認識	○ 市内で発生するごみの質・量・処理やリサイクルにかかる費用をわかり易く公表します。	○
		イ 4Rの推進			
		6	グリーンコンシューマー運動の推進	○ グリーンコンシューマー運動推進のための情報提供を行います。	○
		7	リフューズ・リデュースの推進	○ マイバッグ持参運動を推進します。	○
		8	リユース・リサイクルの推進	○ リターナブル・リサイクル製品を購入・使用します。	○
				○ ごみ減量協力店を取り上げ、広報します。	○
				○ 修理・リフォーム・再商品化技能者への支援を行います。	—
				○ 資源の集団回収を奨励します。	○
		9	プラスチックの再利用・再資源化	○ プラスチック容器包装類の再資源化を図ります。	○
		10	フリーマーケットの推進	○ フリーマーケット等の機能を充実し、開催を推進します。	○
		ウ ごみ処理施設を必要としない社会の形成			
11	できるだけ環境負荷の少ない処理方法の研究・実践	○ ごみの資源化を推進し、焼却ごみを減らします。	○		
		○ サーマルリサイクルを含め、プラスチック類の全量リサイクルを推進します。	○		
12	市内で処理可能なごみの処理方法の検討と実施	○ リサイクルや処理方法に関するネットワーク運動を支援し地域内処理のしくみづくりを検討します。	—		
13	生ごみ等の資源化の検討	○ 生ごみ、剪定枝等の資源化を推進します。	○		
(2)	ア 適切にごみの排出ルールの確立				
	14	ごみの排出ルールの厳守	○ 排出ルールの徹底に取り組みます。	○	
	15	タバコやごみのポイ捨て防止	○ タバコやごみのポイ捨て禁止について、市民への啓発活動を進めます。	○	
			○ 道路の植え込みや公園等へのポイ捨てごみなど、適切に管理を行います。	○	
	16	観光ごみの持ち帰り	○ 観光ごみの持ち帰り運動を推進します。	○	
17	不法投棄の防止	○ 定期的な不法投棄パトロールを強化します。	○		

テーマ					
	基本方針				
	取組の方向性	具体的施策	市の取組	実施の有無	
「ごみと資源」	(2) 物を生活環境に正しく処理するため廃棄	イ 不法な野焼きや不適当な焼却炉による焼却禁止			
		18 不法な野焼き、不適当な焼却炉による焼却の防止	○ 不法な野焼き、不適当な焼却炉による焼却の取り締まりと周知に努め、法令の指導を行います。	○	
		ウ 有害物質の適正な処理			
		19 有害化学物質等の適正な管理	○ 有害化学物質などの情報収集と対策を進め、調査の内容を市民に提供します。	—	
		エ 産業廃棄物等の適正処理			
		21 建設発生土の適正処理	○ 不法投棄の実態を把握し、対応していきます。 ○ 建設発生土の活用について、運用・指導を行い、事業者間でスムーズに活用できるようにします。	— —	
	(3) 地球温暖化防止対策を実践する	ア 省エネルギーの取組			
		22 ライフスタイルと生活意識の転換	○ 地球温暖化対策実行計画を進めます。	○	
			○ 市民のライフスタイル見直し、省エネ活動のための情報提供として、環境家計簿等市民向けパンフレットを作成します。	△	
			○ 省エネルギーの取組を進めるための環境学習を企画・開催します。	○	
○ 4Rのしくみづくりの検討と実施を進めます。			○		
○ 公共施設で目標値を設定し、省エネを実践します。			○		
23 環境負荷の少ない製品の製造と購入		○ グリーン購入を推進します。	○		
		○ 市民のために、「環境にやさしい」という観点で見た、具体的な商品や企業の情報を提供します。	—		
24 公共交通機関の利用促進		○ 公用車の使用、通勤用の自家用車の使用を減らし、公共交通機関を利用します。	○		
		○ コミュニティバスなどの運行を検討します。	○		
		○ アイドリングストップ運動を推進します。	○		
イ 新エネルギーの利用推進					
27 自然エネルギーの導入		○ 新エネルギーの導入を推進します。	○		
		○ 市民団体や事業者へ新エネルギーの導入を支援します。	○		
28 木質バイオマス利用	○ 木質バイオマスなど新エネルギーの普及・促進に努めます。	○			
30 新エネルギーの技術を用いた自動車の導入	○ 公用車などで、新エネルギー利用車を導入します。	—			
ウ ごみ焼却による二酸化炭素発生抑制					
31 ごみの発生抑制と徹底分別	○ ごみ減量の取組をより進め、発生抑制のしくみづくりを進めます。	○			
	○ ごみの減量・分別に関する広報を行います。	○			
エ フロンガス等の回収の徹底					
32 フロンガス等の回収の徹底	○ フロン使用製品の適正処理を指導します。	○			
オ 地球温暖化防止対策を実践するための取組					
33 推進システムの構築	○ 推進システムを構築します。	—			

テーマ			
	基本方針		
	取組の方向性		実施の有無
	具体的施策	市の取組	実施の有無
くらし	境 ころの を 育む 環 こ	ア 人や生き物を思いやるこころを育む	
		1 自然の豊かさ、 尊さを知る	○ ビオトープなどの講座を開きます。 —
くらし	(2) いのちを 活かすまち・ ふるさとを 育む	ア やすらぎのある地域づくり	
		5 自然豊かなユニ バーサルデザイン の公園の設置	○ 市民参加により、地域のケアを検討します。 —
		6 公共施設等のバ リアフリー化・ユ ニバーサルデザ イン化の推進	○ 公共施設のバリアフリー化や、ユニバーサルデザイン化に取り組みます。 ○
		イ 風土と調和したまちづくり	
		7 自然と調和した まちなみの保全	○ 自然と調和したまちなみを保全し、まちなみ保全に取り組む市民団体を支援します。 ○
		8 無秩序な開発の 防止	○ 市民参加、説明責任、情報公開の合意形成の仕組み作りに取り組みます。 ○
		9 里山の風景、農 のある風景の保全	○ 里山保全制度について検討します。 △
		10 緑の回廊の保全	○ つながりのある緑地を残し、増やす仕組みを作ります。 △
		ウ 環境にやさしい商店街の推進	
		11 環境にやさしい 活気のある商店街 づくりの推進	○ 地場産農産物・安全な食材を公共施設で率先して使用します。 ○ 空き店舗対策を行います。 ○
		12 環境負荷の少な い商品の普及	○ 環境負荷の少ない商品を取り扱った店舗を紹介するガイドを作成します。 —
		エ 歩行者が安心して歩けるまちづくりの推進	
		13 歩道やジョギン グコース等の整備	○ 安心して歩ける道を整備します。 ○
		14 ダンプカーの通 行マナーの向上	○ ダンプなどの大型車両の通行マナーの向上に努めます。 ○
15 道路工事にお ける安全配慮	○ 歩行者に配慮して道路工事を行います。 ○ 電線類の地中化を推進します。 ○		
オ くらしやすさと環境のためのマナー			
16 ごみのポイ捨て の防止	○ ごみのポイ捨てや歩きタバコなどの迷惑行為を規制する条例を検討します。 ○		
17 たばこの分煙の 徹底	○ ごみのポイ捨てや歩きタバコなど迷惑行為をしないよう広報します。 ○		
くらし	(3) 環境 のため のネ ット ワー クを 共に 創る	ア パートナーシップの充実	
		21 市民の意見の 市政への反映	○ 全庁的な環境政策の推進を図ります。 ○ 政策立案段階からの市民参加の仕組みをつくります。 ○
		22 環境情報の発 信・共有化	○ ホームページを充実させ、市民と市の双方向の意見交換の仕組みをつくります。 ○ 窓口やインターネットで環境情報をすぐ閲覧できるようにします。 ○
		イ 地域に根ざした環境への取組	
		23 子どもの視点の 尊重	○ 子どもエコグループの活動を支援します。 ○
		24 学校給食のあり 方の検討	○ 学校給食に親子の声を反映できる仕組みを検討します。 ○
		25 NPOなどへの 支援	○ NPOなどの支援を行います。 ○
		26 市民参加による まちづくりの推進	○ 市民によるまちづくりを支援します。 ○

テーマ				
(4) 循環型のくらしを目指す くらし	基本方針			
	取組の方向性			
	具体的施策	市の取組	実施の有無	
	ア 環境にやさしい豊かなくらしの実現			
	27 環境汚染につながるものは使わない	○ 市民農園制度を充実します。	○	
		○ 市民の健康と環境の関係について把握し、情報提供に努めます。	—	
	イ 地産地消の推進			
	30 学校給食の食材として地元産の農作物の積極的な採用	○ 公正で持続可能な地場農林産物の流通システムづくりに取り組みます。	○	
	31 食料自給率や木材自給率の向上	○ 持続可能な農林業への効率的な支援体制づくりに取り組みます。	△	
	ウ エネルギーの使用量削減・自然エネルギー化			
	32 環境家計簿、環境会計の実施	○ グリーン購入を公共施設で推進し、市民や事業者に対する啓発を行います。	○	
		○ 環境家計簿や環境会計の普及に努めます。	△	
	33 地域固有のエネルギーの利用促進	○ 地域エネルギービジョンを策定します。	—	
	エ ごみの出ないくらしづくり			
	35 ごみの出ないくらしの推進	○ ごみの出ない自治体を目指し、ごみ処理関連施設の見学会を実施します。小中学生を対象として環境教育の中で見学会を実施します。	○	
(5) 歴史を伝え創造する文化・自然を育む文化	ア 芸術・文化の創造と生活技術の伝承			
	36 芸術文化を楽しむ場の充実	○ 芸術・文化活動に対して積極的に支援します。	○	
	37 地域文化・生活の知恵の伝承	○ 文化や生活技術などを記録し、伝承します。	○	
		○ 市外の人へ郷土の文化をを広く伝えます。	○	
38 地域の歴史の学習と伝承	○ 昔話や民話・物語を、後の世代に伝えます。	○		

テーマ			
	基本方針		
	取組の方向性		実施の有無
	具体的施策	市の取組	実施の有無
基盤となる共通項目	(1)「環境のまち宣言」への取組		
	ア「環境のまち宣言」の推進		
	1 「環境のまち宣言」への取組	○「環境のまち宣言」の宣言内容を市民・市民団体・事業者と協働して検討します。	△
	ア 市民、市民団体、市、事業者の協力体制の確立		
	2 市民、市民団体、市、事業者の協力体制の確立	○市民参加型の環境行政を推進します。	○
		○関連する全ての部署が連携して環境対策にあたります。	○
		○自治会など市民団体と常に連携を図ります。	○
		○市民・市民団体および事業者の協働を積極的に支援するため、協力体制をとります。	○
		○市民や市民団体からの意見・要望などを尊重し、市政に活かすよう努力します。	○
	3 大学など学術機関との連携による環境づくり	○市民・市民団体とともに、大学等の学術研究機関との連携を働きかけ、環境施策を推進していきます。	△
	ア 市民意識の向上		
	4 青梅の自然の学習と保全	○様々な環境学習を実施します。	○
		○環境意識向上のために、庁内で率先して環境学習に取り組み、各部署間での連携を強化します。	—
		○環境学習のフィールドを確保します。	○
	5 環境問題の現状調査と結果の公表	○環境を調査して市民に情報公開し、問題があればすみやかに解決策を検討します。	○
	6 ごみ問題の認識	○ごみに関する情報を繰り返し広報し、周知徹底を図ります。	○
	7 省エネルギーの学習	○環境負荷の少ない消費活動ができるよう、学習会を催したり、わかりやすいパンフレットをつくります。	—
	8 公共施設などでの環境先進的な設備の導入	○公共施設などで、率先して環境配慮型の設備や新エネルギー利用のシステムを導入し、広く市民にアピールします。	○
	イ 学校教育、日常の市民生活の中で環境を考え、保全活動を推進する		
	9 環境教育・環境学習の充実	○学校教育や生涯学習における環境学習を推進します。	○
10 環境学習プログラムの充実	○市民や事業者等と協働し、青梅市内の問題から地球規模の現状と課題をふまえた、幅広い環境学習プログラムの実施に努めます。	—	
	○青梅の自然環境の特徴、歴史や文化を活かした学習プログラムをつくります。	○	
	○職員研修により、環境学習に力を入れます。	○	
ウ 環境学習・環境活動の拠点の設置			
11 環境活動センターなどの設置	○環境学習や環境ボランティア活動に関する情報を収集し、情報提供をします。	○	
	○市民や市民団体と協力して、環境学習拠点や野外の活動拠点づくりに取り組みます。	—	
	○木材を活かすなど、青梅独自の教材作りに取り組みます。	—	
エ 環境学習リーダー等の育成			
12 環境学習リーダー等の育成	○環境リーダー講座を催して、市民らに呼びかけ、環境学習の担い手として育てます。	—	
	○環境保全や環境改善活動に、リーダー等とのパートナーシップを図ります。	—	

8 環境基本計画環境目標達成値（平成23年度）

指標	現況値	目標値	達成値
森林面積	6,455ha	6,455ha	6,464ha (平成22年度)
経営耕地面積	361ha	321ha	223ha (平成22年度)
河川(市内各地点)の BOD環境基準達成率	75% (平成15年度)		100% (平成23年度)
二酸化硫黄濃度(市役 所屋上)	0.003ppm (平成15年度)	現況値以下	0.002ppm (平成23年度)
大気中ダイオキシン 類濃度(市役所屋上)	0.029~0.043 Pg-TEQ/m ³ (平成15年度)	現況値以下	0.017~0.026 Pg-TEQ/m ³ (平成23年度)
主要交差点における 二酸化窒素の測定値 (ppm)	0.012~0.028ppm (平成15年度)	現況値以下	0.009~0.033ppm (平成23年度)
主要道路における騒 音の測定値(dB)	51~71dB (平成15年度)	現況値以下	54~73dB (平成23年度)
市民1人1日当たり の一般廃棄物排出量	880g (平成15年度)	760g以下に 減らす	778g (平成23年度)

§ 3 地球温暖化対策

1 青梅市地球温暖化対策実行計画の概要

(1) 計画策定の背景

地球の温暖化は、人間活動の拡大に伴い二酸化炭素を始めとする温室効果ガスの大気中濃度が上昇することにより、本来大気が持っている温室効果が強まり、その結果、地球規模の気温の上昇、気候の変動等がもたらされる問題です。

平成19年に、気候変動に関する政府間パネルが公表した第4次評価報告書は、過去100年（1906年～2005年）の間に、地球全体の平均気温が0.74℃上昇しており、21世紀末の平均気温は、1.8℃～4.0℃上昇すると予測されています。

このような中、平成9年に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議において、温室効果ガスの削減を約束した国際条約である京都議定書が採択され、その後、ロシアの批准により、平成17年2月に正式に京都議定書が発効されました。これにより、日本は、平成20年から24年までの5年間に平成2年に比べて、温室効果ガスの排出量を6%削減する義務が生じました。

京都議定書以降の温室効果ガス排出削減の枠組みは未確定ですが、国は、温室効果ガス排出量を2020年までに1990年比で25%削減するという目標を掲げ、低炭素社会の実現に向けて様々な施策を展開しようとしています。

(2) 計画の位置付け

平成11年4月施行の「地球温暖化対策の推進に関する法律」により地方公共団体に策定とその実行が義務付けられたことにもとづき平成17年3月に策定した青梅市地球温暖化対策実行計画（第1次）が21年度末に計画期間終了を迎え、新たに、「第2次青梅市地球温暖化対策実行計画 市職員による環境負荷低減のための率先行動計画」を策定するものです。

この計画は、青梅市環境基本条例および青梅市環境基本計画の基本理念にもとづき具体的に実行していくものです。

(3) 計画の期間

平成22年度から平成26年度までの5年間

(4) 削減目標

平成20年度の排出量を基準として、平成26年度までに9%削減する。
(青梅の森の吸収源を含みます。)

(5) 率先行動計画

市は、市民・事業者の環境保全に関する自主的な取組を推進する立場にあり、市自らが率先して、これらの課題に取り組む必要があることから、率先行動計画として次の職員エコアクションを実践します。

ア 日常の事務・事業に関する取組

① 電気・燃料使用量の削減

- ② 自動車燃料使用量の削減
- ③ 省資源・リサイクルの推進
- ④ 水道使用料の削減
- ⑤ グリーン購入の推進

イ 施設設備等に関する取組

- ① 施設の新設・更新時の省エネ改修
- ② 省エネ・新エネ設備の積極的導入
- ③ 温室効果ガスの吸収源の保全
- ④ 省エネ自動車への更新

(6) 進行管理体制

職員一人ひとりが各職場において、率先的に行動し、本計画を推進するため環境管理推進本部を設置します。この組織において、職員への啓発、行動計画の点検、評価、および公表を行うとともに、問題点を改善し、その結果を次の計画に活かすこととします。

2 青梅市地球温暖化対策実行計画の実施結果

青梅市の行う事務および事業に関し、地球温暖化対策の推進に関する法律で規定する温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン）の削減に努めるとともに、東日本大震災に伴う電力需給状況の変化も影響し、基準年度と比較して6.9%の減少となりました。

CO₂換算温室効果ガス排出量

(単位：kg-CO₂)

	種 類	CO ₂	CH ₄	N ₂ O	HFC	合 計
		(二酸化炭素)	(メタン)	(一酸化二窒素)	(ハイドロフルオロカーボン)	
施設	20年度 (基準年度)	7,554,622.5	1,435.5	1,002.9	—	7,557,060.9
	23年度	7,041,074.3	1,519.7	1,041.2	—	7,043,635.2
	増 減	-513,548.2	84.2	38.3	—	-513,425.7
	増 減 率	-6.8%	5.9%	3.8%	—	-6.8%
車両	20年度 (基準年度)	198,058.5	715.5	5,803.5	2,749.5	207,327.0
	23年度	175,585.7	645.4	4,771.5	2,457.0	183,459.6
	増 減	-22,472.8	-70.1	-1,032.0	-292.5	-23,867.4
	増 減 率	-11.3%	-9.8%	-17.8%	-10.6%	-11.5%
合計	20年度 (基準年度)	7,752,681.0	2,151.0	6,806.4	2,749.5	7,764,387.9
	23年度	7,216,660.0	2,165.1	5,812.7	2,457.0	7,227,094.8
	増 減	-536,021.0	14.1	-993.7	-292.5	-537,293.1
	増 減 率	-6.9%	0.7%	-14.6%	-10.6%	-6.9%

§ 4 公害対策

I 大気

1 大気汚染等にかかる環境基準

(1) 環境基準

環境基準とは、大気の汚染等にかかる環境上の条件について、人の健康を保護し、および生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として政府が定めるものであり、大気汚染関係の環境基準については次のように定められています。

この環境基準は、工業専用地域、車道、その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用されません。

(環境基本法第16条、昭和48年環境庁告示第25号、昭和53年環境庁告示第38号、平成9年環境庁告示第4号、平成11年環境庁告示第68号、平成13年環境省告示第30号、平成21年環境庁告示第33号)

物質	環境上の条件
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

[参考] 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針（昭和51年8月13日中央公害対策審議会答申）

光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。

(2) 環境基準の評価方法

環境基準の評価方法は、短期的評価と長期的評価があります。

通達では、二酸化硫黄*¹、一酸化炭素*¹、浮遊粒子状物質*¹については短期的評価と長期的評価の二つの方法が、二酸化窒素*²、微小粒子状物質*³については長期的評価、光化学オキシダント*¹については短期的評価が定められています。

一般に、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素については健康に慢性影響を及ぼすことから長期的評価、一酸化炭素、光化学オキシダントについては急性影響を及ぼすことから短期的評価が使われています。

ア 短期的評価

測定を行った日についての1日平均値、8時間値、または各1時間値を環境基準と比較して評価を行います。

イ 長期的評価

(ア) 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質の場合

年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるもの(365日分の測定値がある場合は7日分の測定値)を除外した後の最高値(2%除外値)を、環境基準と比較して評価します。ただし、環境基準値を超える日が2日以上連続した場合には、非達成と評価します。

(イ) 二酸化窒素の場合

年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(98%値)を、環境基準(0.06ppm)と比較して評価します。

(ウ) 微小粒子状物質の場合

測定結果の年平均値を長期基準(1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下)と比較するとともに、年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(98%値)を短期基準(1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下)と比較して評価を行います。

(ア)、(イ)は年間の測定時間が6,000時間未満のもの、(ウ)は年間の有効測定日(1日20時間以上の測定時間を有する日)が250日未満のものは評価することができません。)

※ 環境庁通達

- * 1 昭和48年6月12日付環大企第143号「大気汚染に係る環境基準について」
- * 2 昭和53年7月17日付環大企第262号「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」
- * 3 平成21年9月9日付環水大総発第090909001号「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」

2 大気汚染常時測定

東京都では、本市役所に一般環境大気測定局（呼称：青梅）を設置し、次の項目について測定をしています。

(1) 二酸化窒素（NO₂）の測定結果

項 目		年 度						
		18	19	20	21	22	23	
日平均値の98%値（ppm）	環境基準	達成状況	○	○	○	○	○	○
		青梅	0.027	0.024	0.025	0.023	0.021	0.019
		多摩部最大	0.047	0.045	0.038	0.049	0.039	0.036
多摩部適合状況	局数	17/17	17/17	17/17	17/17	17/17	17/17	
	適合%	100	100	100	100	100	100	
都適合状況	局数	44/44	43/43	43/43	43/43	43/43	44/44	
	適合%	100	100	100	100	100	100	
時間値の年平均値（ppm）	青梅	0.015	0.013	0.013	0.012	0.011	0.010	
	多摩部平均	0.022	0.020	0.018	0.018	0.017	0.016	
日平均値が0.04ppmを超えた日数（日）	青梅	0	0	0	0	0	0	
	多摩部合計	141	88	13	33	27	11	
日平均値が0.06ppmを超えた日数（日）	青梅	0	0	0	0	0	0	
	多摩部合計	0	0	0	0	0	0	
日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数（日）	青梅	0	0	0	0	0	0	
	多摩部合計	189	119	25	46	27	11	
日平均値の最大値（ppm）	青梅	0.036	0.033	0.031	0.034	0.029	0.023	
	多摩部最大	0.052	0.053	0.050	0.049	0.047	0.044	

東京都では、平成22年度から二酸化窒素（NO₂）の日平均値0.04ppm未満の測定を実施しておりません。

(2) 浮遊粒子状物質（SPM）の測定結果

項 目		年 度						
		18	19	20	21	22	23	
日平均値の2%除外値（mg/m ³ ）	環境基準	達成状況	○	○	○	○	○	○
		青梅	0.074	0.050	0.050	0.044	0.042	0.042
		多摩部最大	0.080	0.082	0.072	0.066	0.069	0.066
多摩部適合状況	局数	19/19	19/19	19/19	19/19	19/19	19/19	
	適合%	100	100	100	100	100	100	
都適合状況	局数	47/47	46/46	46/46	46/46	46/46	47/47	
	適合%	100	100	100	100	100	100	
時間値の年平均値（mg/m ³ ）	青梅	0.029	0.022	0.022	0.022	0.019	0.018	
	多摩部平均	0.028	0.025	0.023	0.022	0.020	0.020	
日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数（日）	青梅	0	0	0	0	0	0	
	多摩部合計	2	2	0	1	0	1	
1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数（時間）	青梅	0	0	0	0	0	0	
	多摩部合計	1	4	0	6	0	0	
日平均値の最大値（mg/m ³ ）	青梅	0.086	0.093	0.053	0.069	0.056	0.079	
	多摩部最大	0.112	0.119	0.083	0.113	0.099	0.118	
環境基準を超えた日が連続した時の延日数（日）	青梅	0	0	0	0	0	0	
	多摩部合計	0	0	0	0	0	0	

(3) オキシダント (O_x 5~20時) の測定結果

項 目		年 度					
		18	19	20	21	22	23
環境基準達成状況		×	×	×	×	×	×
時間値の年平均値 (ppm)	青梅	0.031	0.031	0.033	0.033	0.036	0.031
	多摩部平均	0.031	0.031	0.033	0.032	0.035	0.030
多摩部適合状況	局数	0/17	0/17	0/17	0/17	0/17	0/17
	適合%	0	0	0	0	0	0
都適合状況	局数	0/41	0/40	0/40	0/40	0/40	0/41
	適合%	0	0	0	0	0	0
1時間値が0.06ppmを超えた日数 (日)	青梅	97	98	104	109	114	92
	多摩部合計	1610	1748	1900	1830	1886	1441
1時間値が0.06ppmを超えた時間数 (時間)	青梅	516	522	542	567	682	454
	多摩部合計	8507	9709	10638	10366	11147	7234
1時間値が0.12ppm以上の日数 (日)	青梅	9	4	2	3	7	2
	多摩部合計	175	151	132	69	168	38
1時間値が0.12ppm以上となった時間数 (時間)	青梅	36	9	5	5	17	3
	多摩部合計	462	375	282	172	447	65
日平均値の最大値 (ppm)	青梅	0.095	0.091	0.094	0.089	0.088	0.074
	多摩部最大	0.101	0.104	0.100	0.097	0.105	0.077

(4) 二酸化硫黄 (SO₂) の測定結果

項 目			年 度					
			18	19	20	21	22	23
日平均値の2%除外値(ppm)	環境基準	達成状況	○	○	○	○	○	○
		青梅	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
		多摩部最大	0.004	0.003	0.003	0.004	0.003	0.004
多摩部適合状況	局数	9/9	9/9	9/9	9/9	9/9	9/9	
	適合%	100	100	100	100	100	100	
都適合状況	局数	20/20	20/20	20/20	20/20	20/20	20/20	
	適合%	100	100	100	100	100	100	
時間値の年平均値(ppm)	青梅	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001	0.001	
	多摩部平均	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	
日平均値が0.04ppmを超えた日数 (日)	青梅	0	0	0	0	0	0	
	多摩部合計	0	0	0	0	0	0	
1時間値が0.1ppmを超えた時間数(時間)	青梅	0	0	0	0	0	0	
	多摩部合計	0	0	0	0	0	0	
日平均値の最大値 (ppm)	青梅	0.005	0.003	0.003	0.003	0.004	0.003	
	多摩部最大	0.008	0.005	0.007	0.005	0.006	0.004	
環境基準を超えた日が連続した時の延日数 (日)	青梅	0	0	0	0	0	0	
	多摩部合計	0	0	0	0	0	0	

(5) 一酸化炭素（CO）の測定結果

項 目		年 度						
		18	19	20	21	22	23	
日平均値の2%除外値（ppm）	環境基準	達成状況	○	○	○	○	○	○
		青梅	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
		多摩部最大	0.9	1.0	0.9	0.9	0.8	0.7
多摩部適合状況		局数	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5
		適合%	100	100	100	100	100	100
都適合状況		局数	11/11	11/11	11/11	11/11	11/11	11/11
		適合%	100	100	100	100	100	100
時間値の年平均値（ppm）		青梅	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
		多摩部平均	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3
有効8時間値が20ppmを超えた回数（回）		青梅	0	0	0	0	0	0
		多摩部合計	0	0	0	0	0	0
日平均値が10ppmを超えた日数（日）		青梅	0	0	0	0	0	0
		多摩部合計	0	0	0	0	0	0
日平均値の最大値（ppm）		青梅	0.8	0.7	0.6	0.6	0.7	0.7
		多摩部最大	1.6	1.3	1.1	1.0	0.9	1.0

※出典：大気汚染常時測定局測定結果報告 東京都環境局

3 光化学スモッグ（光化学オキシダント）

光化学スモッグは、大気中の窒素酸化物（ NO_x ）や炭化水素（HC）が太陽の紫外線を受けて、光化学反応を起こし生成される二次汚染物質が高濃度になって発生する現象で、目やのどなどの痛みを引き起こしたり、植物に被害を与えたりします。

東京都から学校情報、注意報、警報等が発令されると、各市民センター、学校等、関係機関に連絡し、看板等を設置し注意を呼び掛けています。

平成23年度に、本市が位置する多摩西部地域に発令された光化学スモッグ注意報は3回、学校情報は8回でした。

なお、警報、重大緊急報の発令はありませんでした。

(1) 平成23年度発令日数 （単位：日）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	都合計
注意報発令日数	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	3	9
学校情報発令日数	0	1	2	2	3	0	0	0	0	0	0	0	8	19

(2) 過去の発令日数 （平成18年度から22年度） （単位：日）

平成22年度

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	都合計
注意報発令日数	0	0	0	4	2	3	0	0	0	0	0	0	9	20
学校情報発令日数	0	2	5	6	5	5	0	0	0	0	0	0	23	38

平成21年度

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	都合計
注意報発令日数	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	7
学校情報発令日数	0	2	3	1	3	1	0	0	0	0	0	0	10	20

平成20年度

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	都合計
注意報発令日数	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	19
学校情報発令日数	1	2	1	2	6	3	0	0	0	0	0	0	15	34

平成19年度

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	都合計
注意報発令日数	0	1	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	5	17
学校情報発令日数	0	2	5	3	6	0	0	0	0	0	0	0	16	30

平成18年度

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	都合計
注意報発令日数	0	0	3	1	5	0	0	0	0	0	0	0	9	17
学校情報発令日数	0	0	3	3	8	0	0	0	0	0	0	0	14	30

4 交差点等大気汚染調査

市では、大気汚染の原因の1つとされる二酸化窒素（NO₂）について、道路沿道等の局地的大気汚染状況と季節変動を把握するため、主要交差点等14か所において夏期・冬期の年2回調査を行っています。

(1) 平成23年度の調査結果 (単位：ppm)

調査地点	二酸化窒素	
	夏期 (6.9~6.10)	冬期 (12.15~12.16)
青梅新町	0.033	0.029
友田	0.030	0.026
長渕七丁目	0.024	0.024
千ヶ瀬五丁目	0.028	0.025
青梅市民会館南	0.017	0.021
御岳橋	0.009	0.014
成木五丁目	0.016	0.015
青梅四小前	0.024	0.031
梅郷四丁目	0.020	0.017
今寺	0.023	0.020
友田町4丁目	0.010	0.011
七日市場	0.026	0.026
新岩蔵大橋	0.017	0.015
東青梅六丁目	0.015	0.021
平均	0.021	0.021

※二酸化窒素（NO₂）に係る環境基準…1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。

(2) 過去の調査結果（平成18年度から22年度） (単位：ppm)

§ 青梅新町

§ 友田

§ 長渕七丁目

年度	二酸化窒素		年度	二酸化窒素		年度	二酸化窒素	
	夏期	冬期		夏期	冬期		夏期	冬期
22年度	0.025	0.027	22年度	0.027	0.023	22年度	0.022	0.019
21年度	0.030	0.024	21年度	0.026	0.019	21年度	0.022	0.016
20年度	0.029	0.028	20年度	0.025	0.022	20年度	0.021	0.019
19年度	0.029	0.037	19年度	0.026	0.032	19年度	0.019	0.027
18年度	0.036	0.023	18年度	0.032	0.019	18年度	0.032	0.024



§ 千ヶ瀬五丁目

§ 青梅市民会館南

§ 御岳橋

項目 年度	二酸化窒素		項目 年度	二酸化窒素		項目 年度	二酸化窒素	
	夏期	冬期		夏期	冬期		夏期	冬期
22年度	0.013	0.022	22年度	0.021	0.017	22年度	0.013	0.011
21年度	0.024	0.018	21年度	0.020	0.018	21年度	0.009	0.012
20年度	0.023	0.021	20年度	0.019	0.017	20年度	0.009	0.011
19年度	0.019	0.027	19年度	0.018	0.024	19年度	0.009	0.017
18年度	0.029	0.023	18年度	0.025	0.019	18年度	0.012	0.013



§ 成木五丁目

§ 青梅四小前

§ 梅郷四丁目

項目 年度	二酸化窒素		項目 年度	二酸化窒素		項目 年度	二酸化窒素	
	夏期	冬期		夏期	冬期		夏期	冬期
22年度	0.014	0.012	22年度	0.024	0.020	22年度	0.024	0.014
21年度	0.014	0.014	21年度	0.027	0.023	21年度	0.017	0.013
20年度	0.012	0.014	20年度	0.024	0.021	20年度	0.017	0.016
19年度	0.013	0.018	19年度	0.019	0.027	19年度	0.017	0.020
18年度	0.017	0.012	18年度	0.036	0.021	18年度	0.025	0.016



§ 今寺

§ 友田町4丁目

§ 七日市場

項目 年度	二酸化窒素		項目 年度	二酸化窒素		項目 年度	二酸化窒素	
	夏期	冬期		夏期	冬期		夏期	冬期
22年度	0.022	0.021	22年度	0.014	0.013	22年度	0.026	0.024
21年度	0.023	0.015	21年度	0.006	0.008	21年度	0.028	0.017
20年度	0.022	0.021	20年度	0.009	0.009	20年度	0.024	0.024
19年度	0.021	0.029	19年度	0.011	0.018	19年度	0.020	0.030
18年度	0.028	0.017	18年度	0.014	0.013	18年度	0.028	0.020



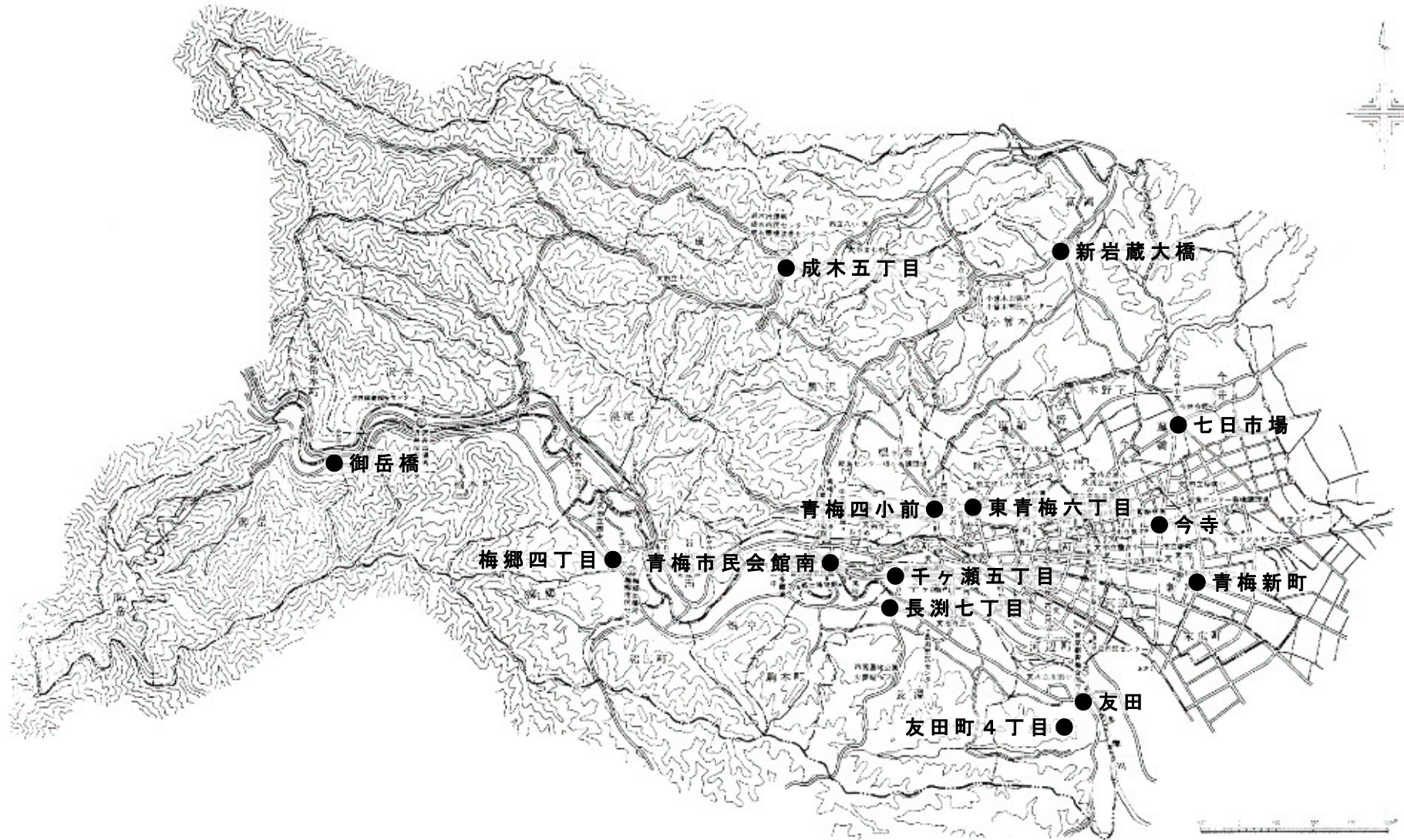
§ 新岩蔵大橋

§ 東青梅六丁目

項目 年度	二酸化窒素		項目 年度	二酸化窒素	
	夏期	冬期		夏期	冬期
22年度	0.017	0.015	22年度	0.018	0.017
21年度	0.016	0.012	21年度	0.018	0.016
20年度	0.014	0.017	20年度	0.015	0.017
19年度	0.015	0.023	19年度	0.015	0.023
18年度	0.024	0.014	18年度	0.025	0.017



交差点等大気汚染調査地点



5 大気中重金属調査

大気中の重金属の状況を把握するため、主要施設7か所において、年1回調査を行っています。

調査項目および結果については、下記のとおりです。

調査項目：粉じん量（浮遊粒子状物質：SPM）、バナジウム(V)、カドミウム(Cd)、鉛(Pb)、銅(Cu)、ニッケル(Ni)、亜鉛(Zn)、全クロム(Cr)、マンガン(Mn)、鉄(Fe)

(1) 平成23年度調査結果 (単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ SPMのみ mg/m^3)

調査地点	測定日	天候	SPM	V	Cd	Pb	Cu	Ni	Zn	Cr	Mn	Fe
第五小学校	24.2.1~2	晴	0.0029	<0.003	<0.001	<0.005	0.004	<0.003	0.008	<0.001	<0.003	0.02
沢井市民センター	24.2.2~3	曇	0.0018	<0.003	<0.001	<0.005	0.006	<0.003	0.004	<0.001	<0.003	0.01
北小曾木ふれあいセンター	24.1.26~27	曇	0.0075	<0.003	<0.001	<0.005	0.008	<0.003	0.009	<0.001	<0.003	0.05
第七小学校	24.1.26~27	曇	0.0012	<0.003	<0.001	<0.005	<0.003	<0.003	<0.003	<0.001	<0.003	<0.01
今井小学校	24.1.25~26	晴	0.0051	<0.003	<0.001	<0.005	0.012	<0.003	0.009	0.001	0.003	0.03
新町小学校	24.1.25~26	晴	0.0035	<0.003	<0.001	<0.005	0.005	<0.003	0.006	<0.001	<0.003	<0.01
市役所屋上	24.1.30~31	晴	0.0035	<0.003	<0.001	<0.005	0.005	<0.003	0.009	<0.001	0.003	0.04
環境基準			0.10	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※「<」の表示は、記載した数値未満であることを示す。

※平成18年度より調査の安全性・信頼性・正確性を向上させるため、調査地点を梅郷市民センターから第五小学校、小曾木市民センターから第七小学校、新町市民センターから新町小学校へそれぞれ変更しました。

(2) 過去の調査結果（平成18年度から22年度）

§第五小学校 (単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ SPMのみ mg/m^3)

年度	測定日	天候	SPM	V	Cd	Pb	Cu	Ni	Zn	Cr	Mn	Fe
22年度	23.2.1~2	曇	0.0070	<0.003	<0.001	<0.005	0.006	<0.003	0.013	0.003	0.004	0.07
21年度	22.1.25~26	晴	0.0081	<0.003	<0.001	<0.005	0.005	<0.003	0.019	<0.001	0.003	0.07
20年度	21.1.26~27	晴	0.0056	<0.003	<0.001	<0.005	0.039	<0.003	0.038	<0.001	<0.003	0.09
19年度	20.2.14~15	晴	0.0046	<0.003	<0.001	<0.005	0.003	0.024	0.037	0.003	<0.003	0.06
18年度	19.1.29~30	晴	0.0202	<0.003	<0.001	0.009	0.006	<0.003	0.023	<0.001	0.005	0.06
環境基準			0.10	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※「<」の表示は、記載した数値未満であることを示す。

§沢井市民センター (単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ SPMのみ mg/m^3)

年度	測定日	天候	SPM	V	Cd	Pb	Cu	Ni	Zn	Cr	Mn	Fe
22年度	23.1.31~2.1	曇	0.0024	<0.003	<0.001	<0.005	<0.003	<0.003	0.004	<0.001	<0.003	0.04
21年度	22.1.25~26	晴	0.0059	<0.003	<0.001	<0.005	0.012	<0.003	0.013	<0.001	<0.003	0.04
20年度	21.1.26~27	晴	0.0034	<0.003	<0.001	<0.005	0.006	<0.003	0.013	<0.001	<0.003	0.06
19年度	20.2.14~15	晴	0.0030	<0.003	<0.001	<0.005	0.007	0.025	0.040	0.003	<0.003	0.07
18年度	19.1.29~30	晴	0.0168	<0.003	<0.001	0.013	0.009	<0.003	0.027	<0.001	0.005	0.07
環境基準			0.10	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※「<」の表示は、記載した数値未満であることを示す。

§ 北小曾木ふれあいセンター

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$ SPMのみ mg/m^3)

年度	測定日	天候	SPM	V	Cd	Pb	Cu	Ni	Zn	Cr	Mn	Fe
22年度	23.1.25~26	晴	0.0061	<0.003	<0.001	<0.005	0.003	<0.003	0.008	<0.001	0.003	0.10
21年度	22.1.26~27	晴	0.0027	<0.003	<0.001	<0.005	0.003	<0.003	0.007	<0.001	<0.003	0.06
20年度	21.1.27~28	曇	0.0122	<0.003	<0.001	<0.005	0.007	<0.003	0.011	<0.001	<0.003	0.10
19年度	20.2.5~6	晴	0.0049	<0.003	<0.001	<0.005	0.006	<0.003	0.013	<0.001	<0.003	0.06
18年度	19.1.30~31	晴	0.0193	<0.003	<0.001	0.010	0.011	<0.003	0.036	0.001	0.011	0.21
環境基準			0.10	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※「<」の表示は、記載した数値未満であることを示す。

§ 第七小学校

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$ SPMのみ mg/m^3)

年度	測定日	天候	SPM	V	Cd	Pb	Cu	Ni	Zn	Cr	Mn	Fe
22年度	23.1.25~26	晴	0.0055	<0.003	<0.001	<0.005	0.005	<0.003	0.008	<0.001	<0.003	0.05
21年度	22.1.26~27	晴	0.0011	<0.003	<0.001	<0.005	0.006	<0.003	0.006	0.001	<0.003	0.03
20年度	21.1.27~28	曇	0.0091	<0.003	<0.001	<0.005	0.005	<0.003	0.010	<0.001	0.003	0.05
19年度	20.2.5~6	晴	0.0038	<0.003	<0.001	<0.005	0.009	<0.003	0.016	<0.001	0.003	0.06
18年度	19.1.30~31	晴	0.0171	<0.003	<0.001	0.011	0.010	<0.003	0.043	<0.001	0.012	0.16
環境基準			0.10	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※「<」の表示は、記載した数値未満であることを示す。

§ 今井小学校

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$ SPMのみ mg/m^3)

年度	測定日	天候	SPM	V	Cd	Pb	Cu	Ni	Zn	Cr	Mn	Fe
22年度	23.2.1~2	曇	0.0056	<0.003	<0.001	<0.005	0.010	<0.003	0.007	0.001	0.005	0.06
21年度	22.2.23~24	晴	0.0179	<0.003	<0.001	0.007	0.006	<0.003	0.032	<0.001	0.008	0.16
20年度	21.1.28~29	晴	0.0161	<0.003	<0.001	<0.005	0.010	<0.003	0.016	0.001	0.004	0.06
19年度	20.2.18~19	晴	0.0043	<0.003	<0.001	<0.005	0.006	<0.003	0.018	<0.001	0.004	0.09
18年度	19.1.31~2.1	晴	0.0229	<0.003	<0.001	0.012	0.008	<0.003	0.043	<0.001	0.009	0.21
環境基準			0.10	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※「<」の表示は、記載した数値未満であることを示す。

§ 新町小学校

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$ SPMのみ mg/m^3)

年度	測定日	天候	SPM	V	Cd	Pb	Cu	Ni	Zn	Cr	Mn	Fe
22年度	23.1.26~27	曇	0.0049	<0.003	<0.001	<0.005	0.004	<0.003	0.017	<0.001	0.004	0.07
21年度	22.2.22~23	曇	0.0146	<0.003	<0.001	0.006	0.006	<0.003	0.025	<0.001	0.006	0.11
20年度	21.1.28~29	晴	0.0145	<0.003	<0.001	<0.005	<0.003	<0.003	0.015	<0.001	<0.003	0.06
19年度	20.2.18~19	晴	0.0057	<0.003	<0.001	<0.005	0.006	<0.003	0.018	0.001	0.005	0.11
18年度	19.1.31~2.1	晴	0.0264	<0.003	<0.001	0.012	0.009	<0.003	0.043	<0.001	0.010	0.17
環境基準			0.10	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※「<」の表示は、記載した数値未満であることを示す。

§ 市役所屋上

(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ SPMのみ mg/m^3)

年度	測定日	天候	SPM	V	Cd	Pb	Cu	Ni	Zn	Cr	Mn	Fe
22年度	23.1.27~28	晴	0.0020	<0.003	<0.001	<0.005	0.004	<0.003	0.004	0.001	<0.003	0.04
21年度	22.2.22~23	曇	0.0204	<0.003	<0.001	0.009	0.007	<0.003	0.033	0.001	0.006	0.09
20年度	21.2.12~13	晴	0.0123	<0.003	<0.001	0.008	0.005	<0.003	0.026	0.001	0.004	0.11
19年度	20.2.19~20	晴	0.0063	<0.003	<0.001	<0.005	0.003	<0.003	0.021	<0.001	0.003	0.07
18年度	19.2.1~2	晴	0.0135	<0.003	<0.001	0.005	0.006	<0.003	0.013	<0.001	0.005	0.09
環境基準			0.10	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※「<」の表示は、記載した数値未満であることを示す。

浮遊粒子状物質（SPM）の環境基準：1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。

6 採石場周辺の大気中粉じん調査

採石場周辺の民家7か所において、大気中粉じん調査を行いました。いずれも環境基準以下でした。

(単位：mg/m³)

調査地点	調査期間	測定値	調査地点	調査期間	測定値
成木 8-368 付近	12/7～ 12/8	0.005	成木 5-1102 付近	12/5～ 12/6	0.005
成木 8-420 付近	12/7～ 12/8	0.013	成木 7-649 付近	12/12～ 12/13	0.005
成木 8-853-2 付近	12/12～ 12/13	0.009	駒木町 2-435 付近	12/13～ 12/14	0.007
成木 5-1400 付近	12/5～ 12/6	0.001	平 均 値		0.006

※環境基準… 1時間値の1日平均値が0.1mg/m³であり、かつ1時間値が0.2mg/m³以下



市内採石場の様子



7 酸性雨調査

酸性雨とは、工場や事業場、自動車から排出された硫黄酸化物や窒素酸化物などの大気汚染物質が、大気中を移流し、拡散している間に太陽光線や炭化水素、酸素、水等の働きで酸化され、硫酸塩や酸性粒子に変化し、雨水に溶け込んで酸性が強くなった雨のことをいいます。（一般にpHが5.6以下の雨を酸性雨と呼んでいます。）市では、雨水の酸性度等を把握するため、市役所屋上にて年12回調査を行っています。

(1) 平成23年度調査結果

採取期間		4/ 1	5/ 2	6/ 1	7/ 1	8/ 1	9/ 1
		～5/ 2	～6/ 1	～7/ 1	～8/ 1	～9/ 1	～10/ 3
水素イオン濃度	p H	6.7	5.2	—	5.9	5.1	6.2
電気伝導率	μ S/cm	62	9	—	9	10	11
塩化物イオン	mg/l	3.46	0.22	—	0.70	0.35	1.46
硝酸イオン	mg/l	10.20	1.59	—	0.73	1.43	0.57
硫酸イオン	mg/l	8.13	0.86	—	1.14	0.91	0.96
アンモニウムイオン	mg/l	1.48	0.31	—	0.22	0.31	0.14
ナトリウムイオン	mg/l	2.31	<0.10	—	0.49	0.17	1.16
カリウムイオン	mg/l	1.17	<0.10	—	<0.10	<0.10	<0.10
マグネシウムイオン	mg/l	0.44	<0.10	—	<0.10	<0.10	<0.10
カルシウムイオン	mg/l	4.73	0.34	—	0.22	0.20	0.25
全液量	ml	130	5480	—	8950	6110	3810

採取期間		10/ 3	11/ 1	12/ 1	1/ 4	2/ 1	3/ 1	平均値
		～11/ 1	～12/ 1	～1/ 4	～2/ 1	～3/ 1	～3/31	
水素イオン濃度	p H	5.4	6.3	5.9	5.8	5.9	4.9	5.8
電気伝導率	μ S/cm	6	32	12	10	12	25	18
塩化物イオン	mg/l	0.29	1.39	0.32	0.58	0.61	1.24	0.97
硝酸イオン	mg/l	1.03	6.99	1.67	1.24	1.96	3.71	2.83
硫酸イオン	mg/l	0.59	2.94	1.00	1.15	1.49	2.88	2.00
アンモニウムイオン	mg/l	0.17	1.26	0.31	0.41	0.32	0.85	0.53
ナトリウムイオン	mg/l	0.18	0.96	0.16	0.30	0.38	0.75	0.63
カリウムイオン	mg/l	<0.10	0.19	<0.10	<0.10	<0.10	0.10	0.21
マグネシウムイオン	mg/l	<0.10	0.14	<0.10	<0.10	<0.10	0.10	0.13
カルシウムイオン	mg/l	0.26	2.11	0.19	0.41	0.90	0.84	0.95
全液量	ml	2390	183	1710	484	1560	282	2830

※「<」の表示は、記載した数値未満であることを示す。

※6月は分析資料を採取できなかったため、欠測。

(2) 過去のpH平均値

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
5.3	5.1	5.3	5.4	5.3

8 ダイオキシン類調査

ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の3物質の総称です。

市では市内4か所において、ダイオキシン類の調査を行いました。

(1) 平成23年度調査結果 (単位：pg-TEQ/m³)

調査期間	調査地点	ダイオキシン類濃度
8/10(10時)～8/17(10時)	青梅市役所屋上	0.017
	新町小学校屋上	0.018
	長淵市民センター屋上	0.013
	上長淵自治会館	0.013
2/1(10時)～2/8(10時)	青梅市役所屋上	0.026
	新町小学校屋上	0.026

※単位：pgはピコグラムと呼び、1兆分の1gを表します。

※環境基準…1m³当たり0.6ピコグラム（pg-TEQ/m³）以下です。

※平成23年度から上長淵自治会館を調査個所に追加。

※長淵市民センター駐車場および上長淵自治会館については、夏期のみ調査。

(2) 過去の調査結果 (単位：pg-TEQ/m³)

年度	調査期間	調査地点	ダイオキシン類濃度
平成22年度	8/18(10時)～8/25(10時)	青梅市役所屋上	0.020
		第五小学校屋上	0.018
	2/2(10時)～2/9(10時)	青梅市役所屋上	0.032
		第五小学校屋上	0.044
		長淵市民センター駐車場	0.040
平成21年度	8/19(10時)～8/26(10時)	青梅市役所屋上	0.018
		新町中学校屋上	0.024
		長淵市民センター駐車場	0.031
	2/3(10時)～2/10(10時)	青梅市役所屋上	0.023
2/9(10時)～2/16(10時)	新町小学校屋上	0.043	
平成20年度	8/21(10時)～8/28(10時)	青梅市役所屋上	0.016
	8/14(10時)～8/21(10時)	第五小学校屋上	0.012
	1/23(10時)～1/30(10時)	青梅市役所屋上	0.011
		第五小学校屋上	0.024
長淵市民センター駐車場	0.021		
平成19年度	8/2(10時)～8/9(10時)	青梅市役所屋上	0.020
		新町小学校屋上	0.024
	2/13(10時)～2/20(10時)	青梅市役所屋上	0.028
		新町小学校屋上	0.022
平成18年度	8/1(10時)～8/8(10時)	青梅市役所屋上	0.037
		第五小学校屋上	0.046
	2/13(10時)～2/20(10時)	青梅市役所屋上	0.024
		第五小学校屋上	0.028

9 大気中アスベスト調査

市内の一般環境大気中のアスベスト濃度を把握するため、平成17年度より測定を始め、青梅市役所は定点として毎年測定し、東部・西部地域については、隔年で測定を行っています。さらに、平成18年度からは、調査回数を年2回としています。

結果は、大気汚染防止法において定められた基準値10本/1に比べ低い値となっています。

(1) 平成23年度調査結果

(単位：本/1)

調査日 調査地点	夏期 (8/9)	冬期 (3/8)
青梅市役所	<0.2	<0.2
新町市民センター	<0.2	<0.2

※「<」の表示は、記載した数値未満であることを示す。

(2) 過去の調査結果

(単位：本/1)

年度	調査日 調査地点	夏期	冬期
平成22年度	青梅市役所	<0.2	<0.2
	梅郷市民センター	<0.2	<0.2
平成21年度	青梅市役所	<0.2	<0.2
	新町市民センター	<0.2	<0.2
平成20年度	青梅市役所	<0.2	<0.2
	梅郷市民センター	<0.2	<0.2
平成19年度	青梅市役所	<0.5	<0.5
	新町市民センター	<0.5	<0.5
平成18年度	青梅市役所	<0.5	<0.5
	梅郷市民センター	<0.5	<0.5

※「<」の表示は、記載した数値未満であることを示す。

※平成20年度より測定方法が変更になり定量下限値が0.5から0.2に変更になりました。

※定量下限値とは、計測機器により法で定められた検定方法で測定可能な最小値のことです。

10 微小粒子状物質調査

微小粒子状物質とは、浮遊粒子状物質のうち直径が $2.5\mu\text{m}$ 以下のものをいいます。

市では、大気中の微小粒子状物質の濃度を把握するため、平成22年度から調査を始めました。

(1) 平成23年度調査結果 (単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

調査期間	8/11~12
調査地点	
青梅市役所	19.0
梅郷市民センター	20.8

※ μm はマイクロメートルと呼び、100万分の1mを表します。

※単位： μg はマイクログラムと呼び、100万分の1gを表します。

※環境基準（抜粋）…1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

(2) 過去の調査結果 (単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

年度	調査地点	調査期間	調査結果
平成22年度	青梅市役所	8/16~17	20.3
	新町市民センター		21.1

1.1 放射線量測定

東日本大震災の際に福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質による市内の環境の汚染状況を把握するために、空間放射線量測定を実施しました。また、市は独自の青梅市放射性物質対応指針（以下「対応指針」という。）を定め、対応指針にもとづく測定を開始しました。

(1) 緊急測定（6月25日～7月1日）

市内公共施設等の128施設において地上高5cmと1mで、空間放射線量の緊急測定を行いました。

(2) 定期定点測定（7月5日～3月28日）

緊急測定を行った128施設のうち、21施設において2週間に1回、地上高5cmと1mで空間放射線量の定期定点測定を行いました。

(3) 詳細測定（10月28日～12月6日）

市内小・中学校、保育園、幼稚園等の72施設において放射線量の高いと危惧される地点の地表面の測定を行いました。

なお、地上高5cmで測定した結果が $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 以上の場所（2施設3地点）について、暫定的な対応として簡易な除染作業を行いました。

さらに、126施設の公園・児童遊園等の砂場128地点の地表面の測定を行いました。

(4) 対応指針にもとづく測定（2月24日～）

子供が多く利用する公共施設等に重点を置き、優先順位を定め測定を行いました。

測定高を子供が日常的に活動する可能性の高い公共施設等は地表50cm、その他は地表1mとして測定を行い、除染基準を $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 以上と定め、基準を超える場所（2施設3地点）について、除染作業を行いました。

II 河川等水質調査

1 河川の概要

(1) 水質汚濁にかかる環境基準

水質汚濁にかかる環境基準は、公害対策基本法にもとづき、昭和45年の閣議決定によって設定されました。さらに、近年の産業の多様化に対応できるよう、平成5年3月に環境基本法による「人の健康の保護に関する環境基準」が改正され、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等水質汚濁にかかる人の健康の保護に関する環境基準の15項目が追加されました。さらに平成11年にはふっ素、ほう素、硝酸性窒素および亜硝酸性窒素の3項目、平成21年には1,4-ジオキサンが追加されて現在に至っています。基準値について平成21年に1,1-ジクロロエチレン、平成23年にカドミウムが改正され、下記の表のとおりとなっております。

人の健康の保護に関する環境基準

(単位：mg/l)

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム (Cd)	0.003 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下
全シアン (CN)	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下
鉛 (Pb)	0.01 以下	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下
六価クロム (Cr ⁶⁺)	0.05 以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下
ひ素 (As)	0.01 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下
総水銀 (T-Hg)	0.0005 以下	チウラム	0.006 以下
アルキル水銀 (R-Hg)	検出されないこと	シマジン	0.003 以下
PCB (ポリ塩化ビフェニル)	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 以下
トリクロロエチレン	0.03 以下	ベンゼン	0.01 以下
テトラクロロエチレン	0.01 以下	セレン	0.01 以下
四塩化炭素	0.002 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下
ジクロロメタン	0.02 以下	ふっ素	0.8 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	ほう素	1 以下
1,4-ジオキサン	0.05 以下		

生活環境の保全に関する環境基準

項目 類型	pH	BOD (mg/l)	SS (mg/l)	DO (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
AA	6.5~8.5	1 以下	25 以下	7.5 以上	50 以下
A		2 以下			1,000 以下
B		3 以下		5,000 以下	
C	6.0~8.5	5 以下	50 以下	5 以上	—
D		8 以下	100 以下		
E		10 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 以上	

市内の公共用水域の類型指定と達成期間

指 定 水 域	水域類型	達成期間	指 定 年 月 日
多摩川上流(1) (和田橋より上流)	AA	イ	平成10年 6月 1日 環境庁告示第27号
多摩川上流(2) (和田橋から拝島橋まで)	A	ハ	昭和45年 9月 1日 閣議決定
成木川(埼玉県境から上流)	A	イ	平成 9年 5月13日 東京都告示第597号
黒沢川、霞川(埼玉県境から上流)	B	イ	平成 9年 5月13日 東京都告示第597号

(達成期間)

イ … ただちに達成 ロ … 5年以内で可及的速やかに達成

ハ … 5年を超える期間で可及的速やかに達成

主な有害物質について

カドミウム (Cd)	顔料、光学ガラス製造工場などで使用されている。人体への影響としては、肺気腫、腎障害、肝障害をもたらし、また歯ぐきに黄色の着色を示したり、きゅう覚を失うような場合がある。
シアン (CN)	電気メッキ工場、熱処理工場などで使用されている。人体への影響は、数秒ないし数分程度で中毒症状が現われ、頭痛、めまい、意識障害、けいれん等を起こし、死亡することもある。
鉛 (Pb)	顔料製造業、印刷工場などで使用されている。大量の鉛が体内に入ると急性中毒を起こし、腹痛、おう吐、下痢、尿閉などが現われ、激しい胃腸炎とその結果起こるショックのため死亡することもある。
六価クロム (Cr ⁶⁺)	電気メッキ業、顔料製造業などで使用されているほか、冷却水の腐食抑制剤としても使われている。人体への影響としては、鼻炎、咽頭炎、鼻中隔穿孔、臓器障害などがあげられる。
ひ素 (As)	金属精錬、殺虫駆虫剤、染料、ガラス製造に使われている。体内に蓄積されやすく、おう吐、下痢、腹痛、肝炎の原因となり、接触すると皮膚炎や皮膚がんになる恐れがある。
全水銀 (T-Hg)	有機水銀化合物、無機水銀化合物、金属水銀、水銀イオンなどすべての形態の水銀の総量で、乾電池、無機薬品、計量器、合成触媒などに用いられる。大量に摂取すると、歯ぐきが腐り、血便が出る。
アルキル水銀 (R-Hg)	農薬等に以前使用されており、疲労感、記憶力の減退、指・手足のマヒ、運動失調、視聴覚の障害を招く。
PCB (ポリ塩化ビフェニル)	絶縁性が高いなど電気的特性に優れ、かつ、熱、酸、アルカリなどに非常に強いため、絶縁油、熱媒体やノーカーボン紙溶剤などに広く用いられたが、昭和47年に生産が中止されている。人体影響としては、多様な皮膚障害、内臓諸器の障害、ホルモンのバランスのくずれ、末梢神経の伝達速度の遅延等がある。
窒素・リン (N・P)	ボイラーの清缶剤、酸洗い排水、肥料工場、食品工場の廃水に多く含まれている。また、有リン合成洗剤、し尿、生活排水、生ごみ等に多く含まれており、東京湾のような閉鎖性水域の富栄養化の原因となる。

水の汚れを見分けるモノサシ

p H (水素イオン濃度)	液体が酸性であるかアルカリ性であるかを示す数値。p H 7 が中性。それよりも数値が大きければアルカリ性、小さければ酸性で、河川では通常 p H 6 ～ 8 の間にあることが望ましい。
B O D (生物化学的酸素要求量)	微生物が、水中の有機物を二酸化炭素や水などに分解するため必要とする酸素の量。河川の汚濁の度合いを示す代表的なもので、この数値が大きいのほど川は汚れていることになり、5 mg/l以下が望ましい。
S S (浮遊物質)	水中に浮いている不溶性の物質。川底にたまってヘドロになったり、魚介類に悪影響を及ぼす。河川では、通常 10 mg/l以下であることが望ましい。
D O (溶存酸素)	水中に溶けている酸素の量。酸素のない川や少ない川はいわば死んだ川で、多くの魚介類は生存できない。5 mg/l以上であることが望ましいとされている。
C O D (化学的酸素要求量)	水中の有機物を、過マンガン酸カリウムなどの酸化剤を使って、二酸化炭素や水などを分解するために必要な酸素量。海面域や湖沼の汚染の度合いを示す代表的なもので、値が大きいのほど汚れていることになり、5 mg/l以下が望ましい。
M B A S (陰イオン界面活性剤)	主に合成洗剤に含まれる陰イオン界面活性剤がメチレンブルーと反応して生ずる錯体を抽出したもの。化学合成によって製造されるため分解されにくく、河川水中に含まれると発泡現象や生物体に影響を与える。
大腸菌群数	グラム陰性、孢子を作らず、乳糖を分解してガスを発生するすべての好気性および通性嫌気性桿菌を総称して大腸菌群という。これらの菌は人畜の糞尿等に広く分布し、これらの細菌が水から検出されることは、その水が人畜の糞便によって汚染されていることを示す。

(2) 河川の汚染状況

青梅市では、市内の公共用水域の水質状況の把握と河川の環境保全のため、毎年定期的に河川の水質調査を行うとともに、水質汚濁防止と監視のため、工場や事業所から公共用水域に排出される排出水の調査も行っています。また、有害物質等の蓄積を監視するため底質調査も行っています。

本市の河川の水質は、工場や事業所からの排水に起因する健康項目については、環境基準を達成していました。生活排水に起因する生活項目の1つである生物化学的酸素要求量（以下BODと書く）についても、環境基準を達成していました。

(3) 主要河川の調査結果の概要

ア 多摩川

BODについて、本流2地点（御岳橋・多摩川橋）を前年と比較してみると、御岳橋では年平均値が前年度0.5 mg/l、今年度0.6 mg/lでした。また、多摩川橋では年平均値が前年度・今年度とも0.5 mg/lでした。

環境基準については、御岳橋AA類型BOD 1 mg/l以下、多摩川橋A類型BOD 2 mg/l以下で、両地点ともに達成していました。

健康項目については、本流の全測定地点において、環境基準を達成して
いました。

底質については、有害物質等の蓄積は見られませんでした。



御岳橋



多摩川橋

イ 成木川

BODについて、本流2地点（北小曾木川合流後・両郡橋[東京都調査]）
を前年と比較してみると、北小曾木川合流後では年平均値が前年度0.5
mg/l、今年度0.6 mg/lでした。また、両郡橋では年平均値が前年度
0.6 mg/l、今年度0.8 mg/lでした。

環境基準については、両地点ともA類型BOD 2 mg/l以下で、達成し
ていました。

健康項目については、本流の全測定地点において、環境基準を達成して
いました。

底質については、有害物質等の蓄積は見られませんでした。



北小曾木川合流後



両郡橋

ウ 黒沢川

BODについて、本流2地点（峯向橋・落合橋[東京都調査]）を前年と
比較してみると、峯向橋では年平均値が前年度2.6 mg/l、今年度3.
0 mg/lでした。また、落合橋では年平均値が前年度0.8 mg/l、今年
度1.1 mg/lでした。

環境基準については、両地点ともB類型BOD 3 mg/l以下で、達成し
ていました。

健康項目については、本流の全測定地点において、環境基準を達成して
いました。

底質については、有害物質等の蓄積は見られませんでした。



峯向橋



落合橋

エ 霞川

BODについて、本流2地点（城前橋・金子橋[東京都調査]）を前年度と比較してみると、城前橋では年平均値が前年度0.8 mg/l、今年度0.7 mg/lでした。また、金子橋では年平均値が前年度0.8 mg/l、今年度1.9 mg/lでした。

環境基準については、両地点ともB類型BOD 3 mg/l以下で、共に達成していました。

健康項目については、本流の全測定地点において、環境基準を達成していました。

底質については、有害物質等の蓄積はみられませんでした。



城前橋



金子橋

※ 市内地下水調査

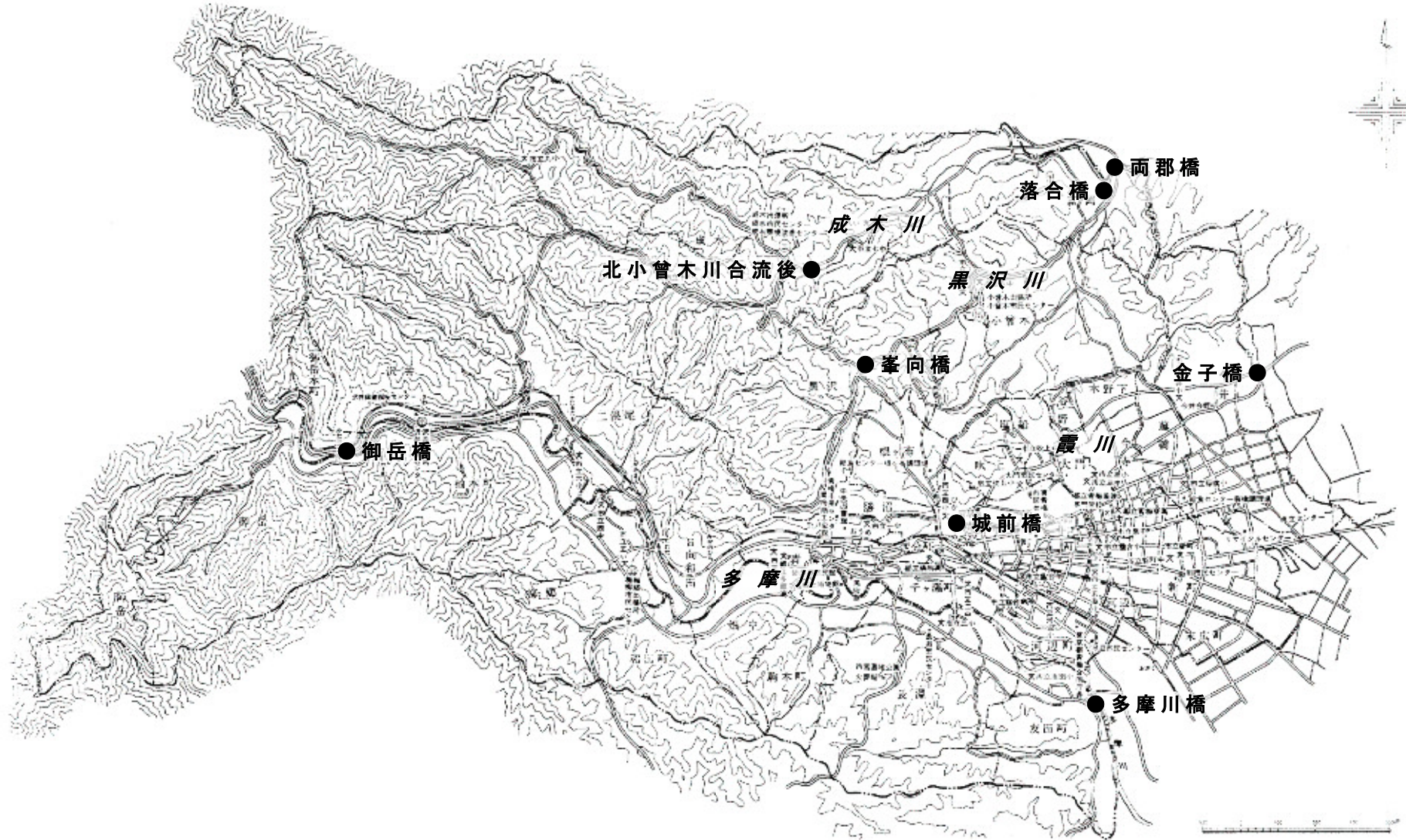
環境調査のため、4か所の井戸で地下水調査を実施しました。

平成23年度の調査では、採水、分析した結果、カドミウム等重金属類の有害物質は検出されませんでした。

※ 事業所水質調査

水質汚濁防止と監視のため、工場や事業所から公共用水域に排出される排水の調査を行っており、平成23年度は30事業所に立ち入り、排水調査を実施しました。

河川水質調査地図



2 調査結果（年平均）

河川区分(類型)		多摩川本流 (AA)		多摩川本流 (A)			多摩川支流 (なし)					
調査地点		御岳橋	神代橋	万年橋	下奥多摩橋	多摩川橋	平溝川上流	平溝川	町屋川	馬引川上流	釜の淵排水口	市立美術館下 排水口
現場測定項目	採取位置	右岸	右岸	左岸	右岸	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心
	採取水深	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層
	気温 (°C)	18.1	22.9	22.3	20.7	17.2	22.9	21.7	21.3	21.8	26.0	25.6
	水温 (°C)	12.6	16.1	15.9	16.2	13.2	16.7	15.6	15.7	16.0	20.2	18.8
生活環境項目	透視(明)度 (cm)	47	>50	>50	>50	48	>50	>50	>50	>50	>50	>50
	pH	7.8	8.3	8.0	8.3	7.8	7.9	7.9	7.7	7.7	7.3	7.4
	DO (mg/l)	11.2				10.9						
	BOD (mg/l)	0.6				0.5						
健康項目	COD (mg/l)					1.0						
	SS (mg/l)	3				2						
	大腸菌群数(MPN/100ml)	520	230	820	280	560	690	4700	17000	410		
	全窒素 (mg/l)					0.83						
	全りん (mg/l)					0.013						
	カドミウム (mg/l)	<0.001				<0.001				<0.001	<0.001	<0.001
	全シアン (mg/l)	<0.01				<0.01				<0.01	<0.01	<0.01
	鉛 (mg/l)	0.001				<0.002				<0.001	<0.001	<0.001
	ひ素 (mg/l)	<0.001				<0.001				<0.001	<0.001	<0.001
	全水銀 (mg/l)	<0.0005				<0.0005				<0.0005	<0.0005	<0.0005
その他の項目	1,4-ジオキサン (mg/l)					<0.005						
	全クロム (mg/l)	<0.01				<0.01				<0.01	<0.01	<0.01
	MBAS (mg/l)	<0.02				<0.02						
	アンモニア性窒素 (mg/l)	<0.01				0.01				0.01	<0.01	<0.01
	りん酸性りん (mg/l)	0.009				0.004				0.006	0.035	0.029
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/l)					0.76						
	ふっ素 (mg/l)					<0.05						
	ほう素 (mg/l)					0.05						
	追加15項目					不検出						

※平成21年11月30日環境省告示78号により環境基準が制定されたため1,4-ジオキサンを調査項目に追加

※追加15項目：ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン

河川区分(類型)		多摩川支流 (なし)								成木川本流 (A)		
調査地点		田端川	清見川	清見川上流	千ヶ瀬川	鳶巣川	霞台放流渠	四谷川	大荷田川	山神橋	梅ヶ平	北小曾木川 合流前
現場測定項目	採取位置	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心
	採取水深	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層
	気温 (°C)	23.8	22.8	23.8	24.0	21.7	26.8	22.3	22.0	22.7	22.8	24.2
	水温 (°C)	20.2	19.0	18.8	20.0	18.3	18.6	18.2	19.3	16.7	17.0	19.9
生活環境項目	透視(明)度 (cm)	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50
	pH	7.6	7.9	8.0	7.8	7.8	7.4	7.6	7.5	8.1	8.2	8.5
	DO (mg/l)		9.5			10.3		8.8	11.3			
	BOD (mg/l)		<0.5			<0.5		<0.5	<0.5			
健康項目	COD (mg/l)											
	SS (mg/l)		1			1		4	1			
	大腸菌群数(MPN/100ml)					8900			2300	1300	2000	4200
	全窒素 (mg/l)											
	全りん (mg/l)											
	カドミウム (mg/l)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		
	全シアン (mg/l)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01		
	鉛 (mg/l)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		
	ひ素 (mg/l)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		
	全水銀 (mg/l)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		
その他の項目	全クロム (mg/l)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01			
	MBAS (mg/l)											
	アンモニア性窒素 (mg/l)	0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.01			
	りん酸性りん (mg/l)	0.028	0.014	0.006	0.026	0.033	0.022	0.025	0.051			

2 調査結果（年平均）

河川区分(類型)		成木川本流 (A)			成木川支流 (なし)		黒沢川本流 (B)					
調査地点		北小曾木川 合流後	直竹川合流前	黒沢川合流前	北小曾木川	二本竹川	大熊神社前	峯向橋	鉄平橋	第六中学校前	黒沢川最下流	
現場測定項目	採取位置	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	
	採取水深	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	
	気温 (°C)	17.8	22.9	25.5	24.2	20.3	22.3	19.9	20.7	22.3	26.1	
	水温 (°C)	13.9	19.2	21.4	19.0	16.4	17.8	15.8	17.9	20.6	21.5	
	透視(明)度 (cm)	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	
生活環境項目	pH	8.3	8.3	8.5	8.3	8.0	7.9	8.2	8.2	8.5	8.5	
	DO (mg/l)	11.5				10.4	10.1	11.0	11.4	12.3		
	BOD (mg/l)	0.6				<0.5	1.3	3.0	0.9	1.0		
	COD (mg/l)											
	SS (mg/l)	1				1	1	1	1	1		
	大腸菌群数(MPN/100ml)		2800	13000	4800	3700	37000	41000			2300	6900
	全窒素 (mg/l)											
全りん (mg/l)												
健康項目	カドミウム (mg/l)	<0.001		<0.001				<0.001			<0.001	
	全シアン (mg/l)	<0.01		<0.01				<0.01			<0.01	
	鉛 (mg/l)	<0.001		<0.001				<0.001			<0.001	
	ひ素 (mg/l)	<0.001		<0.001				<0.001			<0.001	
	全水銀 (mg/l)	<0.0005		<0.0005				<0.0005			<0.0005	
その他の項目	全クロム (mg/l)	<0.01		<0.01				<0.01			<0.01	
	MBAS (mg/l)	<0.02		<0.02				0.07			<0.02	
	アンモニア性窒素 (mg/l)	<0.01		<0.01				0.01			<0.01	
	りん酸性りん (mg/l)	0.015		0.019				0.023			0.053	

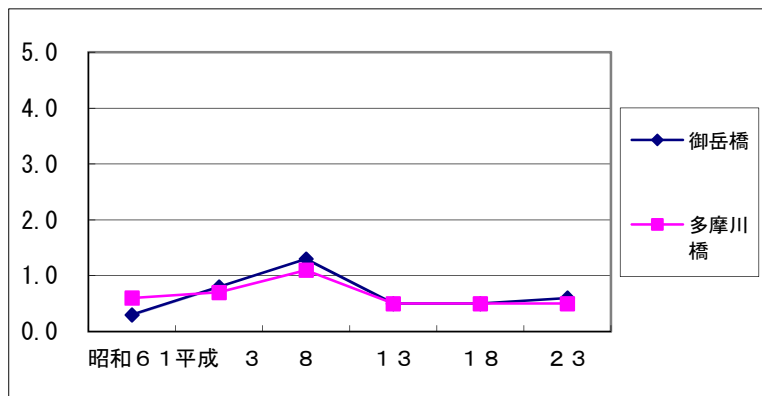
河川区分(類型)		黒沢川支流 (なし)			霞川本流 (B)		霞川支流 (なし)		
調査地点		黒沢1丁目 地内水路	日原沢	小布市川	城前橋	金子橋	勝沼小曾木	根ヶ布川	矢端川
現場測定項目	採取位置	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心
	採取水深	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層
	気温 (°C)	25.6	23.0	21.8	20.5	26.2	20.5	23.0	20.6
	水温 (°C)	19.8	22.1	18.2	16.5	23.2	17.9	21.0	17.0
	透視(明)度 (cm)	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	44
生活環境項目	pH	8.0	8.9	8.0	8.0	8.3	8.2	8.1	8.1
	DO (mg/l)		14.8	9.9	10.5		10.0	11.4	11.6
	BOD (mg/l)		3.0	0.5	0.7		0.7	<0.5	2.1
	COD (mg/l)								
	SS (mg/l)		1	1	1		3	1	6
	大腸菌群数(MPN/100ml)			6400	11000	12000			
	全窒素 (mg/l)								
全りん (mg/l)									
健康項目	カドミウム (mg/l)	<0.001			<0.001	<0.001		<0.001	<0.001
	全シアン (mg/l)	<0.01			<0.01	<0.01		<0.01	<0.01
	鉛 (mg/l)	<0.001			<0.001	<0.001		<0.001	0.001
	ひ素 (mg/l)	<0.001			<0.001	<0.001		<0.001	<0.001
	全水銀 (mg/l)	<0.0005			<0.0005	<0.0005		<0.0005	<0.0005
その他の項目	全クロム (mg/l)	<0.01			<0.01	<0.01		<0.01	<0.01
	MBAS (mg/l)				0.22	<0.02			0.05
	アンモニア性窒素 (mg/l)	0.04			0.01	0.01		<0.01	0.01
	りん酸性りん (mg/l)	0.011			0.005	0.012		0.003	0.015

3 BOD経年変化 (数値は年平均値)

○ 多摩川

(単位: mg/l)

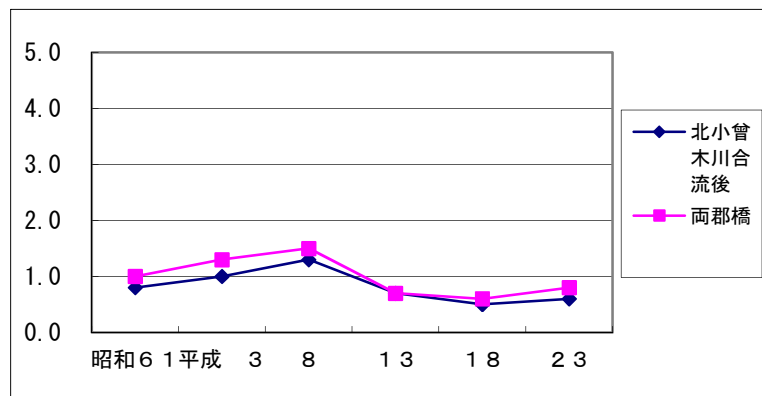
年度	御岳橋	多摩川橋
昭和61	0.3	0.6
平成3	0.8	0.7
8	1.3	1.1
13	0.5	0.5
18	0.5	0.5
23	0.6	0.5
現在の環境基準	1 mg/l 以下	2 mg/l 以下



○ 成木川

(単位: mg/l)

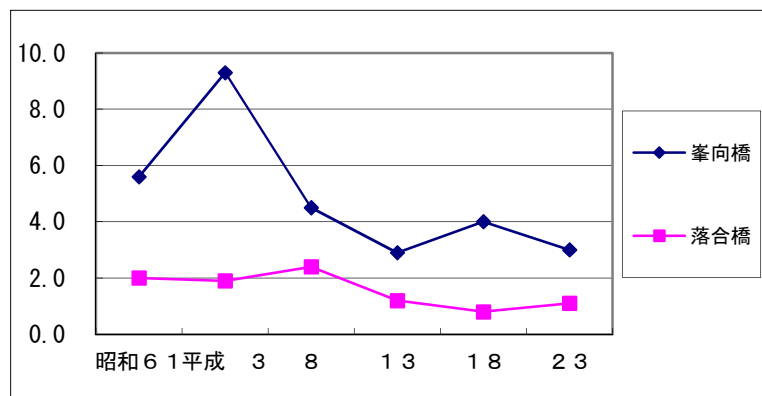
年度	北小曾木川合流後	両郡橋
昭和61	0.8	1.0
平成3	1.0	1.3
8	1.3	1.5
13	0.7	0.7
18	0.5	0.6
23	0.6	0.8
現在の環境基準	2 mg/l 以下	2 mg/l 以下



○ 黒沢川

(単位: mg/l)

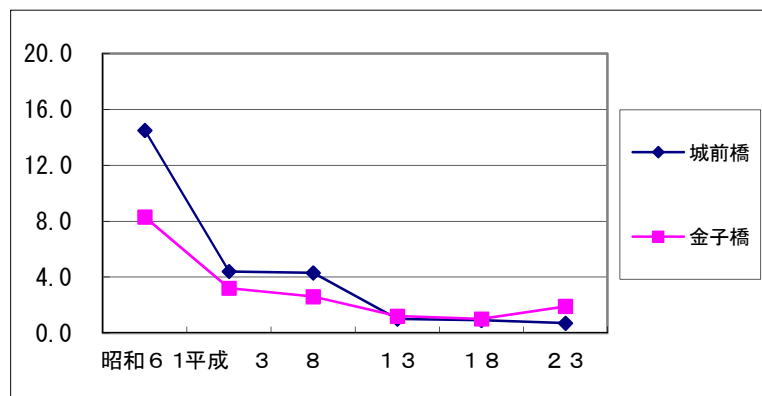
年度	峯向橋	落合橋
昭和61	5.6	2.0
平成3	9.3	1.9
8	4.5	2.4
13	2.9	1.2
18	4.0	0.8
23	3.0	1.1
現在の環境基準	3 mg/l 以下	3 mg/l 以下



○ 霞川

(単位: mg/l)

年度	城前橋	金子橋
昭和61	14.5	8.3
平成3	4.4	3.2
8	4.3	2.6
13	1.0	1.2
18	0.9	1.0
23	0.7	1.9
現在の環境基準	3 mg/l 以下	3 mg/l 以下



4 藻類・底生生物調査結果

調査目的：アユの餌となる付着藻類の現状把握のため、年3回、市内の多摩川の3か所において調査を実施しました。また併せて年1回、市民球技場において底生生物および川石の付着物の定性分析を追加実施しました。（定性分析は、平成23年度から開始）

調査日：平成23年4月26日、8月18日、平成24年2月15日

調査地点：市内多摩川3か所（市民球技場、和田橋、楓橋）

- 調査項目：(1) 乾燥重量（採取した検体を乾燥させて計測したもの）
 (2) 強熱減量（採取した検体をガスバーナーで加熱して、無くなった値＝藻類などの有機物量）
 (3) 灰分率（無機物の割合）
 (4) 付着藻類同定調査
 (5) 底生生物同定調査
 (6) 定性分析

(1) 灰分等調査結果

調査地点、調査項目		調査日		
		4月26日	8月18日	2月15日
市民球技場	乾燥重量 (mg)	8.1	10.4	12.9
	強熱減量 (wt%)	56.0	51.6	31.0
	灰分 (wt%)	44.0	48.4	69.0
和田橋	乾燥重量 (mg)	5.6	11.6	12.0
	強熱減量 (wt%)	56.1	51.5	30.0
	灰分 (wt%)	43.9	48.5	70.0
楓橋	乾燥重量 (mg)	6.8	12.0	10.0
	強熱減量 (wt%)	46.2	48.1	25.0
	灰分 (wt%)	53.8	51.9	75.0

(2) 付着藻類調査結果 (調査日:平成23年4月26日)

ア 出現種一覧

単位:細胞数/1mm²

分類	調査地点	市民球技場	和田橋	楓橋
藍藻類	1 ビロウドランソウ <i>Homoeothrix janthina</i>	740	290	40
	2 ユレモの一種 <i>Oscillatoria</i> sp.			10
	3 フォルミディウムの一種 <i>Phormidium</i> sp.	760	7570	230
緑藻類	4 ヒビミドロ <i>Ulothrix zonata</i>	110	180	50
	5 イカダモ <i>Scenedesmus acuminatus</i>		7	
	6 キヌミドロの一種 <i>Stigeoclonium</i> sp.	170	96	74
珪藻類	7 マガリケイソウ <i>Achnanthes lanceolata</i>	1		4
	8 マガリケイソウ <i>Achnanthes minutissima</i>	14180	14190	6410
	9 コバンケイソウ <i>Cocconeis placentula</i>	13	270	68
	10 コマルケイソウ <i>Cyclotella comta</i>	1	2	1
	11 コマルケイソウ <i>Cyclotella stelligera</i>		2	
	12 クチビルケイソウ <i>Cymbella turgidula</i>	180	73	220
	13 クチビルケイソウ <i>Cymbella minuta</i>	250	350	340
	14 クチビルケイソウ <i>Cymbella tumida</i>	2		2
	15 ヨコスジケイソウ <i>Diatoma hiemale</i> v. <i>mesodon</i>	7		2
	16 ヨコスジケイソウ <i>Diatoma vulgare</i>	210	230	120
	17 オビケイソウ <i>Fragilaria construens</i> v. <i>binodis</i>	7	7	2
	18 オビケイソウ <i>Fragilaria crotonensis</i>		7	24
	19 クサビケイソウ <i>Gomphonema olivaceum</i>	2		
	20 クサビケイソウ <i>Gomphonema parvulum</i>	7		
	21 クサビケイソウ <i>Gomphonema tetrastigmatum</i>	11	29	12
	22 チャツツケイソウ <i>Melosira varians</i>		7	
	23 フネケイソウ <i>Navicula cinctaeformis</i>			6
	24 フネケイソウ <i>Navicula cryptocephala</i>			4
	25 フネケイソウ <i>Navicula decusis</i>		2	
	26 フネケイソウ <i>Navicula frugalis</i>		2	2
	27 フネケイソウ <i>Navicula viridula</i>	2	18	6
	28 ハリケイソウ <i>Nitzschia amphibia</i>		2	
	29 ハリケイソウ <i>Nitzschia dissipata</i>	1	7	1
	30 マガリクサビケイソウ <i>Rhoicosphenia curvata</i>		7	2
	31 ナガケイソウ <i>Synedra rumpens</i>			1
	32 ナガケイソウ <i>Synedra ulna</i>	4	4	14
	33 ナガケイソウ <i>Synedra ulna</i> v. <i>ramesi</i>	900	180	220
	34 ハラケイソウ <i>Ceratoneis arcus</i> v. <i>recta</i>		15	16

イ 出現種の分類学的集計結果

分類	調査地点		
	市民球技場	和田橋	楓橋
藍藻類 Blue-green Algae	2種	2種	3種
緑藻類 Green Algae	2種	3種	2種
珪藻類 Diatoms	17種	20種	22種
種数合計	21種	25種	27種
細胞数合計 (1 mm ² あたり)	17558	23547	7881

ウ 付着藻類の優占種と優占度

調査地点	市民球技場	和田橋	楓橋
優占種 (優占度%)	<i>Achnanthes minutissima</i> マガリケイソウ (80.8%)	<i>Achnanthes minutissima</i> マガリケイソウ (60.3%)	<i>Achnanthes minutissima</i> マガリケイソウ (81.3%)
第2位優占種 (優占度%)	<i>Synedra ulna v. ramesi</i> ナガケイソウ (5.1%)	<i>Phormidium</i> sp. フォルミディウムの一種 (32.1%)	<i>Cymbella minuta</i> クチビルケイソウ (4.3%)
第3位優占種 (優占度%)	<i>Phormidium</i> sp. フォルミディウムの一種 (4.3%)	<i>Cymbella minuta</i> クチビルケイソウ (1.5%)	<i>Phormidium</i> sp. フォルミディウムの一種 (2.9%)

(3) 付着藻類調査結果（調査日：平成23年8月18日）

ア 出現種一覧

単位：細胞数/1mm²

分類	調査地点					
	市民球技場	和田橋	楓橋			
藍藻類	1	ピロウドランソウ <i>Homoeothrix janthina</i>	34780	22350	13280	
	2	フォルミディウムの一種 <i>Phormidium</i> sp.	9550	9740	33490	
緑藻類	3	イカダモ <i>Scenedesmus acuminatus</i>		68	48	
	4	キヌミドロの一種 <i>Stigeoclonium</i> sp.	1420	4010	2430	
	5	ミカヅキモの一種 <i>Closterium</i> sp.	1			
	6	ツヅミモ <i>Cosmarium obtusatum</i>	1	9	1	
	珪藻類	7	マガリケイソウ <i>Achnanthes convergens</i>	71	110	48
		8	マガリケイソウ <i>Achnanthes lanceolata</i>	10	26	24
9		マガリケイソウ <i>Achnanthes minutissima</i>	8750	10140	15560	
10		コバンケイソウ <i>Cocconeis placentula</i>	240	580	430	
11		コマルケイソウ <i>Cyclotella comta</i>		9		
12		クチビルケイソウ <i>Cymbella turgidula</i>	650	320	820	
13		クチビルケイソウ <i>Cymbella minuta</i>	210	94	220	
14		クチビルケイソウ <i>Cymbella sinuata</i>	61	9		
15		クチビルケイソウ <i>Cymbella tumida</i>	61	68	180	
16		ヨコスジケイソウ <i>Diatoma hiemale</i> v. <i>mesodon</i>		9		
17		ヨコスジケイソウ <i>Diatoma vulgare</i>	20	120	370	
18		オビケイソウ <i>Fragilaria construens</i>	10	9	36	
19		オビケイソウ <i>Fragilaria construens</i> v. <i>binodis</i>	91	51	170	
20		オビケイソウ <i>Fragilaria crotonensis</i>	110	85	72	
21		クサビケイソウ <i>Gomphonema olivaceum</i>	20	260		
22		クサビケイソウ <i>Gomphonema parvulum</i>	91	250	160	
23		クサビケイソウ <i>Gomphonema tetrastigmatum</i>	120	60	310	
24	チャヅツケイソウ <i>Melosira varians</i>		26	940		
25	フネケイソウ <i>Navicula cinctaeformis</i>	10		24		
26	フネケイソウ <i>Navicula cryptocephala</i>	20	85	84		
27	フネケイソウ <i>Navicula decusis</i>	1	9	12		
28	フネケイソウ <i>Navicula frugalis</i>	10	100	48		
29	フネケイソウ <i>Navicula mutica</i>			12		
30	フネケイソウ <i>Navicula salinarum</i>	41				
31	フネケイソウ <i>Navicula viridula</i>		17	24		
32	ハリケイソウ <i>Nitzschia amphibia</i>	10	9			
33	ハリケイソウ <i>Nitzschia dissipata</i>	150	430	550		
34	マガリクサビケイソウ <i>Rhoicosphenia curvata</i>	20	34	36		
35	ナガケイソウ <i>Synedra rumpens</i>		9			
36	ナガケイソウ <i>Synedra ulna</i>	140	130	84		
37	ナガケイソウ <i>Synedra ulna</i> v. <i>ramesi</i>	1780	1040	450		

イ 出現種の分類学的集計結果

分類 \ 調査地点	市民球技場	和田橋	楓橋
藍藻類 Blue-green Algae	2種	2種	2種
緑藻類 Green Algae	3種	3種	3種
珪藻類 Diatoms	25種	28種	24種
種数合計	30種	33種	29種
細胞数合計 (1 mm ² 当たり)	58449	50266	69913

ウ 付着藻類の優占種と優占度

調査地点	市民球技場	和田橋	楓橋
優占種 (優占度%)	<i>Homoeothrix janthina</i> ビロウドランソウ (59.5%)	<i>Homoeothrix janthina</i> ビロウドランソウ (44.5%)	<i>Phormidium</i> sp. フォルミディウム的一种 (47.9%)
第2位優占種 (優占度%)	<i>Phormidium</i> sp. フォルミディウム的一种 (16.3%)	<i>Achnanthes minutissima</i> マガリケイソウ (20.2%)	<i>Achnanthes minutissima</i> マガリケイソウ (22.3%)
第3位優占種 (優占度%)	<i>Achnanthes minutissima</i> マガリケイソウ (15.0%)	<i>Phormidium</i> sp. フォルミディウム的一种 (19.4%)	<i>Homoeothrix janthina</i> ビロウドランソウ (19.0%)

(4) 付着藻類調査結果（調査日：平成24年2月15日）

ア 出現種一覧

単位：細胞数/1mm²

分類	調査地点			
	市民球技場	和田橋	楓橋	
藍藻類 1	ビロウドランソウ <i>Homoeothrix janthina</i>	5920	700	560
2	フォルミディウム的一种 <i>Phormidium</i> sp.	31530	38860	1330
緑藻類 3	ヒビミドロ <i>Ulothrix zonata</i>	910	250	48
4	キヌミドロ的一种 <i>Stigeoclonium</i> sp.	110	9	82
珪藻類 5	マガリケイソウ <i>Achnanthes lanceolata</i>	33	9	34
6	マガリケイソウ <i>Achnanthes minutissima</i>	28040	10240	1990
7	コバンケイソウ <i>Cocconeis placentula</i>	250	100	82
8	クチビルケイソウ <i>Cymbella turgidula</i>	110	150	48
9	クチビルケイソウ <i>Cymbella minuta</i>	7670	5630	1880
10	クチビルケイソウ <i>Cymbella sinuata</i>	16		7
11	クチビルケイソウ <i>Cymbella tumida</i>	24	13	14
12	ヨコスジケイソウ <i>Diatoma hiemale</i> v. <i>mesodon</i>	24	9	170
13	ヨコスジケイソウ <i>Diatoma vulgare</i>	240	170	54
14	オビケイソウ <i>Fragilaria capucina</i>	8		
15	オビケイソウ <i>Fragilaria construens</i>	8	1	7
16	オビケイソウ <i>Fragilaria construens</i> v. <i>binodis</i>	90	17	20
17	クサビケイソウ <i>Gomphonema olivaceum</i>	24	13	7
18	クサビケイソウ <i>Gomphonema parvulum</i>	73		20
19	クサビケイソウ <i>Gomphonema sphaerophorum</i>		4	
20	クサビケイソウ <i>Gomphonema tetrastigmatum</i>	210	94	1
21	チャツツケイソウ <i>Melosira varians</i>	82	110	890
22	オウギケイソウ <i>Meridion circulare</i>		47	
23	フネケイソウ <i>Navicula cinctaeformis</i>		4	20
24	フネケイソウ <i>Navicula cryptocephala</i>		9	20
25	フネケイソウ <i>Navicula decusis</i>	1		
26	フネケイソウ <i>Navicula frugalis</i>	8	13	14
27	フネケイソウ <i>Navicula salinarum</i>		1	
28	フネケイソウ <i>Navicula viridula</i>	8	51	34
29	ハリケイソウ <i>Nitzschia acicularis</i>			1
30	ハリケイソウ <i>Nitzschia dissipata</i>	170	110	110
31	マガリクサビケイソウ <i>Rhoicosphenia curvata</i>	16	9	27
32	オオバンケイソウ <i>Surirella angusta</i>	8	4	
33	オオバンケイソウ <i>Surirella linearis</i>		1	
34	オオバンケイソウ <i>Surirella ovate</i>	1		
35	ナガケイソウ <i>Synedra ulna</i>	8	51	200
36	ナガケイソウ <i>Synedra ulna</i> v. <i>ramesi</i>	340	81	7
37	ホシガタケイソウ <i>Asterionella formosa</i>			1
38	ハラケイソウ <i>Ceratoneis arcus</i> v. <i>recta</i>	240	100	95

イ 出現種の分類学的集計結果

分 類	調査地点		
	市 民 球 技 場	和 田 橋	楓 橋
藍藻類 Blue-green Algae	2 種	2 種	2 種
緑藻類 Green Algae	2 種	2 種	2 種
珪藻類 Diatoms	26 種	27 種	26 種
種数合計	30 種	31 種	30 種
細胞数合計 (1 mm ² あたり)	76172	56860	7773

ウ 付着藻類の優先種と優先度

調査地点	市 民 球 技 場	和 田 橋	楓 橋
優占種 (優占度%)	<i>Phormidium</i> sp. フォルミディウム的一种 (41.4%)	<i>Phormidium</i> sp. フォルミディウム的一种 (68.3%)	<i>Achnanthes minutissima</i> マガリケイソウ (25.6%)
第2位優占種 (優占度%)	<i>Achnanthes minutissima</i> マガリケイソウ (36.8%)	<i>Achnanthes minutissima</i> マガリケイソウ (18.0%)	<i>Cymbella minuta</i> クチビルケイソウ (24.2%)
第3位優占種 (優占度%)	<i>Cymbella minuta</i> クチビルケイソウ (10.1%)	<i>Cymbella minuta</i> クチビルケイソウ (9.9%)	<i>Phormidium</i> sp. フォルミディウム的一种 (17.1%)

(5) 底生生物調査結果 (調査日:平成23年8月18日)

ア 出現種一覧

単位: 個体数/25cm×25cm×1回当たり

分類	調査地点	市民球技場
水生昆虫 蜉蝣目		
1 エルモンヒラタカゲロウ <i>Epeorus latifolium</i>		8
2 シロタニガワカゲロウ <i>Ecdyonurus yoshidae</i>		1
3 ヒメヒラタカゲロウ <i>Rhithrogena japonica</i>		1
4 サツキヒメヒラタカゲロウ <i>Rhithrogena satsuki</i>		2
5 コカゲロウの一種 <i>Baetis</i> sp.		46
6 フタバコカゲロウ <i>Pseudocloeon japonica</i>		50
7 ヒメトビイロカゲロウ <i>Choroterpes trifurcata</i>		14
8 ヨシノマダラカゲロウ <i>Ephemerella cryptomeria</i>		1
9 クシゲマダラカゲロウ <i>Ephemerella setigera</i>		4
楨翅目		
10 カミムラカワゲラ <i>Kamimuria tibialis</i>		3
毛翅目		
11 ヒゲナガカワトビケラ <i>Stenopsyche marmorata</i>		6
12 クダトビケラの一種 <i>Psychomyia</i> sp.		1
13 ウルマーシマトビケラ <i>Hydropsyche orientalis</i>		7
14 ヤマトビケラの一種 <i>Glossosoma</i> sp.		1
双翅目		
15 ウスバヒメガガンボ <i>Antocha bifida</i>		5
16 ユスリカ亜科の一種 <i>Chironomidae</i> sp.		13
扁形動物		
17 ナミウズムシ <i>Dugesia japonica</i>		2
節足動物		
18 オヨギダニ <i>Hygrobates longipalpis</i>		5

イ 出現種の分類学的集計結果

分 類	調 査 地 点	市 民 球 技 場
	水生昆虫	粘管目
蜉蝣目 (カゲロウ)		9種
蜻蛉目 (トンボ)		0種
積翅目 (カワゲラ)		1種
半翅目		0種
広翅目		0種
毛翅目 (トビケラ)		4種
鞘翅目		0種
双翅目		2種
腔腸動物		0種
扁形動物		1種
袋形動物		0種
軟体動物		0種
環形動物		0種
節足動物		1種
その他		0種
種数合計		18種
細胞数合計 (25cm×25cm×1回当たり)		170

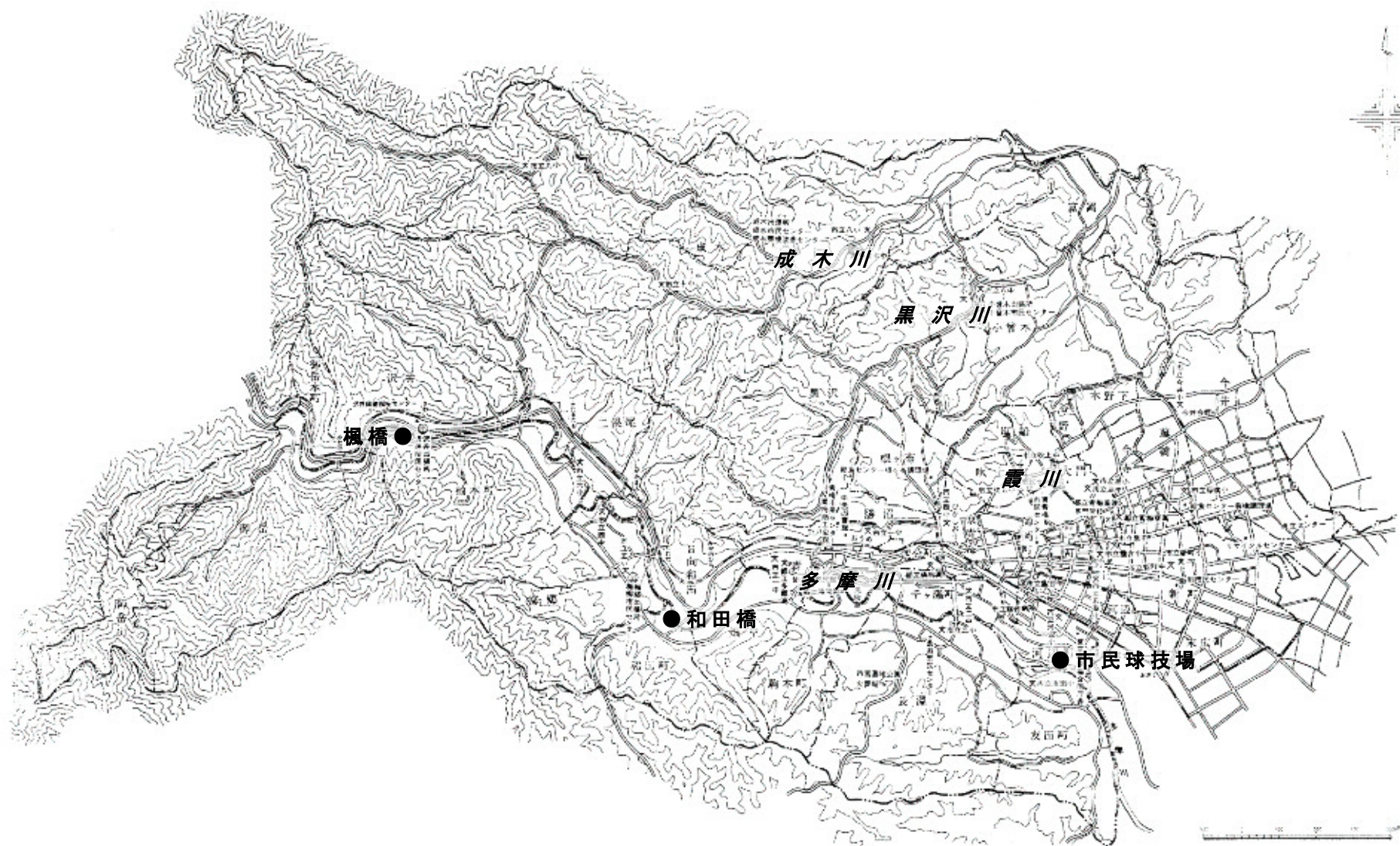
ウ 底生生物の優占種と優占度

調査地点	市民球技場
優占種 (優占度%)	<i>Pseudocloeon japonica</i> フタバコカゲロウ (29.4%)
第2位優占種 (優占度%)	<i>Baetis</i> sp. コカゲロウの一種 (27.1%)
第3位優占種 (優占度%)	<i>Choroterpes trifurcate</i> ヒメトビイロカゲロウ (8.2%)

(6) 定性分析結果 (調査日:平成23年8月18日)

調査地点	市民球技場
確認された主な化合物	SiO ₂ (Q:Quartz) 二酸化ケイ素
	CaCO ₃ (C:Calcite) 炭酸カルシウム

藻類・底生生物調査地図



5 ダイオキシン類調査結果（東京都調査）

1 河川

(1) 水質

単位：pg-TEQ/l

調査地点	平成18年度			平成19年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	夏季	冬期	年平均	夏季	冬期	年平均	夏季	冬期	年平均	夏季	冬期	年平均	夏季	冬期	年平均	夏季	冬期	年平均
多摩川（和田橋）	0.066	0.066	0.066				0.063	0.062	0.063				0.064	0.063	0.064			
成木川（両郡橋）	0.084	0.066	0.075				0.078	0.063	0.071				0.066		0.066			
黒沢川（落合橋）				0.075	0.069	0.072				0.073	0.064	0.069				0.15	0.1	0.13
霞川（金子橋）	0.33	0.066	0.2				0.25	0.07	0.16				0.18	0.08	0.13			

※環境基準：1pg-TEQ/l 平成22年度から成木川（両郡橋）における調査は年1回となった。

(2) 底質

単位：pg-TEQ/g

調査地点	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
多摩川（和田橋）	0.26		0.54		0.37	
成木川（両郡橋）	0.74		0.84		2.1	
黒沢川（落合橋）		0.32		0.92		0.6
霞川（金子橋）	2.0		2.3		1.3	

※環境基準：150pg-TEQ/g

2 土壌

単位：pg-TEQ/g

調査地点	平成13年度	調査地点	平成15年度	調査地点	平成20年度
大門3丁目	120	河辺町8丁目	17	河辺小学校	0.18
長淵6丁目	52	沢井2丁目	0.26		
		成木4丁目	32		

※環境基準：1,000pg-TEQ/g 平成12, 14, 16～23年度は青梅市内調査なし

3 地下水

単位：pg-TEQ/l

調査地点	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成15年度
駒木町1丁目	0.076			
御岳2丁目		0.069		
沢井2丁目		0.073		
黒沢3丁目		0.072		
木野下2丁目		0.076		
御岳1丁目			0.062	
柚木町2丁目			0.055	
根ヶ布1丁目			0.055	
今井1丁目			0.056	
長淵2丁目			0.055	
富岡3丁目				0.065

※環境基準：1pg-TEQ/l 平成14, 16～23年度は青梅市内調査なし

Ⅲ 工場・指定作業場等

1 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（略称：環境確保条例）に関する事務処理状況

(1) 工場認可について

これから工場を始める方またはすでに工場を始められている方でも、作業の方法や設備機械の変更（増設等）をされる方は、環境確保条例にもとづき、事前に工場の設置の認可または変更の認可を受けなければなりません。

環境確保条例では、その他各種の届出や報告、また、施設の種類によっては他の公害関連法令により、設置や変更等の届出が必要となる場合があります。

また、事業者は公害の発生を未然に防ぐため、公害の種類によってそれぞれの規制や基準が設定されており、それらを守らなければなりません。

工場とは、別表1（§5 参考資料参照）に掲げるものをいいます。

（単位：件）

認 可 事 務						
設置認可	変更認可	不認可	取下げ	次年度繰越	認定	
2	5	0	0	2	7	
届 出 受 理						
氏名等変更届	承継届	廃止届	職権削除	化学物質 使用量等報告書	化学物質 管理方法書	
19	3	6	0	21	4	
届 出 受 理			監 察			
土壌汚染状況 調査報告書	汚染拡散防止 計画書	汚染拡散防止 措置完了届	事故届	改善勧告	改善命令	認可工場 総 数
1	0	0	0	0	0	1,745

(2) 指定作業場について

これから指定作業場を設置する方またはすでに設置されている方でも、作業の方法や設備機械の変更（増設等）をされる方は、環境確保条例やその他公害関連法令にもとづき、各種の届出の手続きが必要です。

また、事業者は公害の発生を未然に防ぐため、種々の規制や基準が設定されており、それらを守らなければなりません。

指定作業場とは、別表2（§5 参考資料参照）に掲げるものをいいます。

（単位：件）

届 出 受 理						
設置届	変更届	氏名等 変更届	承継届	廃止届	化学物質 使用量等報告書	化学物質 管理方法書
5	1	12	1	1	8	0
届 出 受 理			監 察			指定作業場 総 数
土壌汚染状況 調査報告書	汚染拡散防止 計画書	汚染拡散防止 措置完了届	事故届	改善勧告	改善命令	
1	0	0	1	0	0	497

2 事業所調査

(1) 工場等排水調査

水質汚濁発生源に対する浄化槽の規制指導として、環境確保条例にもとづき、市内の対象工場、指定作業場およびその他事業所の排水について立入調査を実施し、指導監視を行っています。結果については下表のとおりです。

(単位：件)

調査項目	区分	検体数	基準不適合 検体数	不適合に対する措置状況		
				改善要請	改善勧告	改善命令
生 環 境 項 目	201人槽以上	16	0	0	0	0
	200人槽以下	12	0	0	0	0
	畜舎	8	0	0	0	0
	小計	36	0	0	0	0
健康項目		4	0	0	0	0
合計		40	0	0	0	0

調査項目

生活環境項目	水質：pH、BOD、SS
健康項目	水質：CN、T-Cr、Cr ⁶⁺ 、Pb、As、Cd、 T-Hg

(2) ばい煙調査

大気汚染の原因とされる硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等について、ボイラー(伝熱面積5m²以上)を使用している事業所の中から5事業所(5施設)を抽出して調査した結果、すべての事業所において、規制基準に適合していました。

※ばい煙発生施設(ボイラー)

1 大気汚染防止法(抜粋)

- ・熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く
- ・伝熱面積が10m²以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算。1時間あたり50リットル以上であること

2 環境確保条例(抜粋)

- ・熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの及び硫黄化合物の含有率が体積比で0.1%以下であるガスを燃料として専焼させるものを除く
- ・伝熱面積が5m²以上

IV 騒音・振動

1 道路交通騒音・振動調査

(1) 平成23年度調査結果

道路交通騒音・振動の実態を把握するため、騒音規制法・振動規制法の規定にもとづき調査を行いました。結果については下表のとおりです。

(単位：dB)

調査地点	調査期間	騒音						振動			
		調査結果		環境基準		要請限度		調査結果		要請限度	
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
秋川街道 長淵8丁目	10.24 ～10.27	66	62	70	65	75	70	30	24	70	65
成木街道 根ヶ布2丁目	10.3 ～10.7	71	62	70	65	75	70	43	24	65	60
新町8丁目	10.11 ～10.14	67	64	70	65	75	70	47	43	65	60
吉野街道 畑中3丁目	10.17 ～10.20	73	68	70	65	75	70	33	25	65	60
吉野街道 柚木町2丁目	10.31 ～11.4	67	61	70	65	75	70	32	22	65	60
青梅街道 日向和田3丁目	9.26 ～9.29	68	62	70	65	75	70	27	21	65	60
青梅街道 新町1丁目	9.12 ～9.15	67	60	70	65	75	70	35	26	65	60
新町5丁目	11.7 ～11.10	60	55	70	65	75	70	30	22	70	65
友田町4丁目	11.14 ～11.17	54	50	70	65	75	70	16	15	65	60

環境基準：人の健康を保護し、および生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められたものです。

要請限度：自動車騒音または道路交通振動が要請限度を超えることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、騒音については都公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執ることを要請することができ、振動については都公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を、道路管理者または関係行政機関の長に対し交通振動防止のための措置を執ることを要請することができます。

(2) 環境基準・要請限度

ア 環境基本法の自動車騒音にかかる環境基準 (単位：dB)

地域 類型	当てはめ地域	車線等	時間の区分			
			6時	(昼間)	22時(夜間)	6時
A	第1種低層住居専用地域	一般地域		55	45	
	第2種低層住居専用地域	2車線以上		60	55	
	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	近接区域		70	65	
B	第1種住居地域	一般地域		55	45	
	第2種住居地域	2車線以上		65	60	
	準住居地域 用途地域の定めのない地域	近接区域		70	65	
C	近隣商業地域	一般地域		60	50	
	商業地域	2車線以上		65	60	
	準工業地域 工業地域	近接区域		70	65	

近接区域：幹線交通を担う道路に近接する区域をいい、幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道および4車線以上の区市町村道をいいます。

イ 騒音規制法の自動車騒音にかかる要請限度 (単位：dB)

区域の 区分	当てはめ地域	車線等	時間の区分			
			6時	(昼間)	22時(夜間)	6時
a 区域	第1種低層住居専用地域	1車線		65	55	
	第2種低層住居専用地域	2車線以上		70	65	
	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	近接区域		75	70	
b 区域	第1種住居地域	1車線		65	55	
	第2種住居地域	2車線以上		75	70	
	準住居地域 用途地域の定めのない地域	近接区域		75	70	
c 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	1車線 2車線以上 近接区域		75	70	

近接区域：幹線交通を担う道路に近接する区域をいい、幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道および4車線以上の区市町村道をいいます。

ウ 振動規制法の道路交通振動にかかる要請限度

(単位：dB)

区域の 区分	当てはめ地域	時間の区分		
		8時（昼間）	19時（夜間）	8時
第1種 区域	第1種低層住居専用地域	65	60	
	第2種低層住居専用地域			
	第1種中高層住居専用地域			
	第2種中高層住居専用地域			
	第1種住居地域			
	第2種住居地域			
	準住居地域			
用途地域の定めのない地域	20時			
第2種 区域	近隣商業地域	70	65	
	商業地域			
	準工業地域			
	工業地域			

(3) 過去の調査結果（平成18年度から22年度）

§ 秋川街道（長淵8丁目）（単位：dB）

	騒音		振動	
	昼間	夜間	昼間	夜間
環境基準	70	65	--	--
要請限度	75	70	70	65
平成22年度	67	61	33	24
平成21年度	70	65	38	26
平成20年度	69	63	33	23
平成19年度	68	63	32	21
平成18年度	70	65	33	22



§ 成木街道（根ヶ布2丁目）（単位：dB）

	騒音		振動	
	昼間	夜間	昼間	夜間
環境基準	70	65	--	--
要請限度	75	70	65	60
平成22年度	70	63	44	26
平成21年度	70	63	42	23
平成20年度	71	63	45	24
平成19年度	71	64	44	25
平成18年度	70	63	41	24



§ 青梅市道（新町8丁目）（単位：dB）

	騒音		振動	
	昼間	夜間	昼間	夜間
環境基準	70	65	--	--
要請限度	75	70	65	60
平成22年度	67	64	48	43
平成21年度	66	63	50	45
平成20年度	67	64	51	45
平成19年度	69	65	51	46
平成18年度	69	66	51	46



§ 吉野街道（畑中3丁目）（単位：dB）

	騒音		振動	
	昼間	夜間	昼間	夜間
環境基準	70	65	--	--
要請限度	75	70	65	60
平成22年度	71	67	38	32
平成21年度	72	67	35	32
平成20年度	72	67	37	28
平成19年度	72	67	38	27
平成18年度	72	68	34	27



§ 吉野街道（柚木町2丁目）（単位：dB）

	騒音		振動	
	昼間	夜間	昼間	夜間
環境基準	70	65	--	--
要請限度	75	70	65	60
平成22年度	66	62	28	21
平成21年度	67	62	37	25
平成20年度	67	62	37	30
平成19年度	67	63	38	27
平成18年度	68	63	15	11



§ 青梅街道（日向和田3丁目）（単位：dB）

	騒音		振動	
	昼間	夜間	昼間	夜間
環境基準	70	65	--	--
要請限度	75	70	65	60
平成22年度	68	63	30	21
平成21年度	67	63	32	32
平成20年度	69	64	34	29
平成19年度	70	64	34	29
平成18年度	69	65	30	21



§ 青梅街道（新町1丁目）（単位：dB）

	騒音		振動	
	昼間	夜間	昼間	夜間
環境基準	70	65	--	--
要請限度	75	70	65	60
平成22年度	66	61	34	26
平成21年度	71	66	35	28
平成20年度	71	65	34	25
平成19年度	71	66	30	26
平成18年度	71	66	36	28



§ 新町5丁目（単位：dB）

	騒音		振動	
	昼間	夜間	昼間	夜間
環境基準	70	65	--	--
要請限度	75	70	70	65
平成22年度	59	55	29	22
平成21年度	60	56	34	35
平成20年度	58	54	34	32
平成19年度	59	55	38	36
平成18年度	58	51	27	21

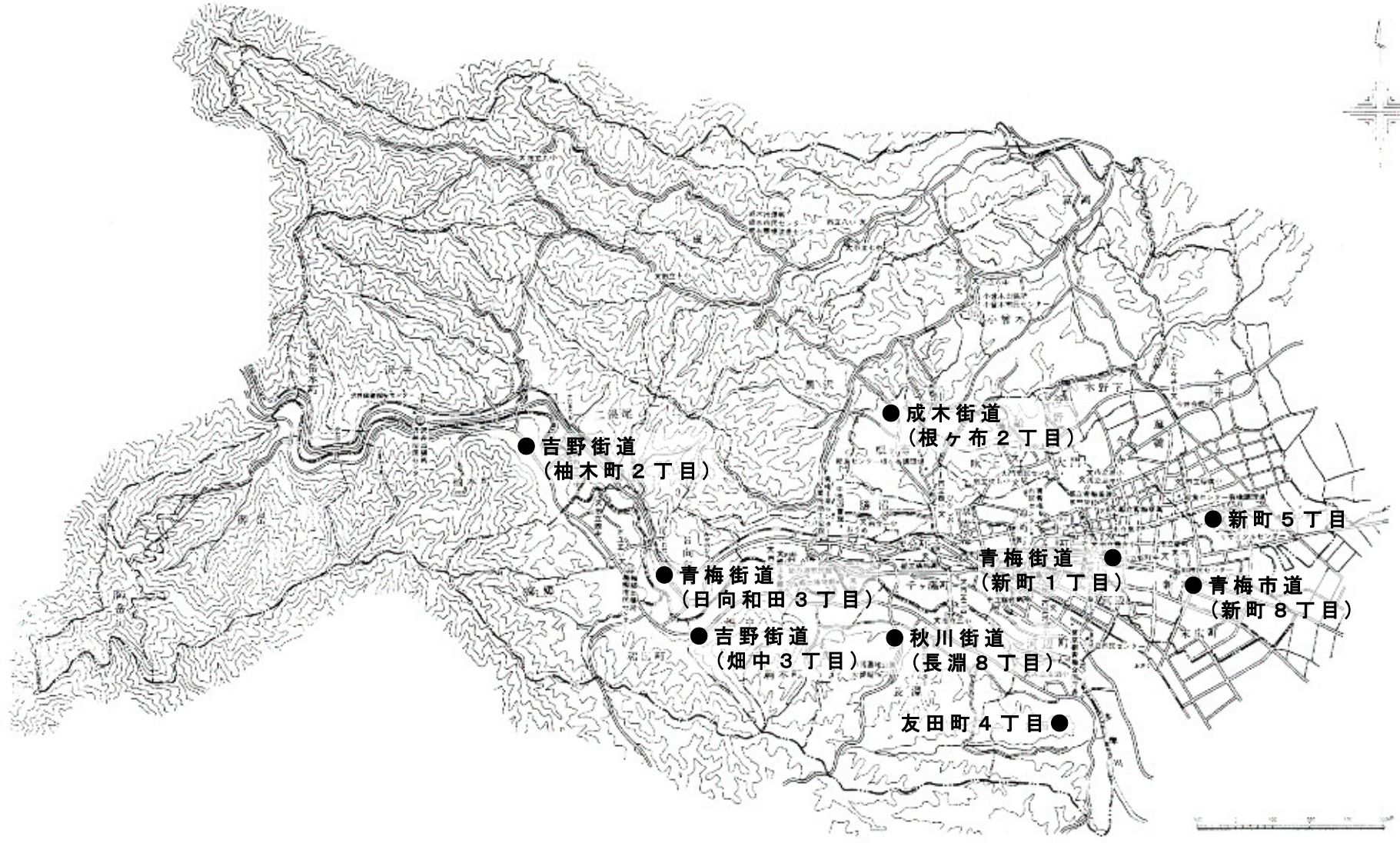


§ 友田町4丁目（単位：dB）

	騒音		振動	
	昼間	夜間	昼間	夜間
環境基準	70	65	--	--
要請限度	75	70	65	60
平成22年度	52	49	14	14
平成21年度	53	48	17	16
平成20年度	52	50	22	22
平成19年度	53	48	23	22
平成18年度	50	43	13	11



道路交通騒音・振動調査地点



2 騒音規制法・振動規制法に関する事務処理状況

(1) 特定施設について

工場または事業場に設置されている施設のうち、著しい騒音・振動を発生する施設であって、別表3および別表4（§5 参考資料参照）で定めるものを特定施設といいます。特定施設を設置する工場または事業場を特定工場といい、規制の対象となります。

ア 騒音規制法

設置届

施設の種類	金属加工機械	空気圧縮機等	土石用破砕機等	織機	建設用資材製造機械	穀物用製粉機
特定工場等数	0	4	0	0	0	0
特定施設数	0	8	0	0	0	0
施設の種類	木材加工機械	抄紙機	印刷機械	合成樹脂用射出成形機	鋳造型機	計
特定工場等数	0	0	0	0	0	4
特定施設数	0	0	0	0	0	8

その他の届出

(単位：件)

防止の方法変更	氏名等変更	種類ごとの数変更	承継	廃止
0	11	4	2	2

イ 振動規制法

設置届

施設の種類	金属加工機械	圧縮機	土石用破砕機等	織機	コンクリートブロックマシン等	
特定工場等数	0	3	0	0	0	
特定施設数	0	6	0	0	0	
施設の種類	木材加工機械	印刷機械	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	合成樹脂用射出成形機	鋳造型機	計
特定工場等数	0	0	0	0	0	3
特定施設数	0	0	0	0	0	6

その他の届出

(単位：件)

防止の方法変更	使用の方法変更	氏名等変更	種類および能力ごとの数変更	承継	廃止
0	0	10	4	2	2

(2) 特定建設作業について

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生する作業を特定建設作業といい、騒音規制法・振動規制法にもとづき、作業開始の7日前までに届け出なければなりません。

規制等対象となる特定建設作業とは、別表5（§5 参考資料参照）に掲げるものをいいます。

また、環境確保条例では、建設作業のうち、別表6（§5 参考資料参照）に掲げるものを指定建設作業といい、届出は不要ですが基準値を設けています。

ア 騒音規制法

(単位：件)

くい打機等	びょう打機等	さく岩機	空気圧縮機	
0	0	22	1	
コンクリートプラント等	バックホウ	トラクターショベル	ブルドーザー	計
0	0	0	0	23

イ 振動規制法

(単位：件)

くい打機等	鋼球	舗装版破碎機	ブレーカー	計
3	0	0	13	16

V 採石公害対策

採石事業に伴って発生する公害を未然に防止するため、青梅市採石等公害防止対策連絡協議会を開催し、各事業所の監視指導に努めています。

1 主要交差点のダンプトラック交通量調査 (単位：台)

調査地点	調査日		調査地点	調査日	
	12/22	3/9		12/22	3/9
成木五丁目	1,319	1,010	長渕七丁目	961	657
成木八丁目	1,855	1,879	佐藤塚	111	100
黒沢二丁目	1,723	1,672	軍畑駅入口	220	140
青梅四小前	1,499	1,292			
新岩蔵大橋	706	589	合計	9,258	8,099
梅ヶ谷峠入口	864	760	平均台数	1,029	900
梅ヶ谷峠入口交差点タンクローリー車台数				19	32



成木五丁目



成木八丁目



黒沢二丁目



青梅四小前



新岩蔵大橋



梅ヶ谷峠入口



長渕七丁目

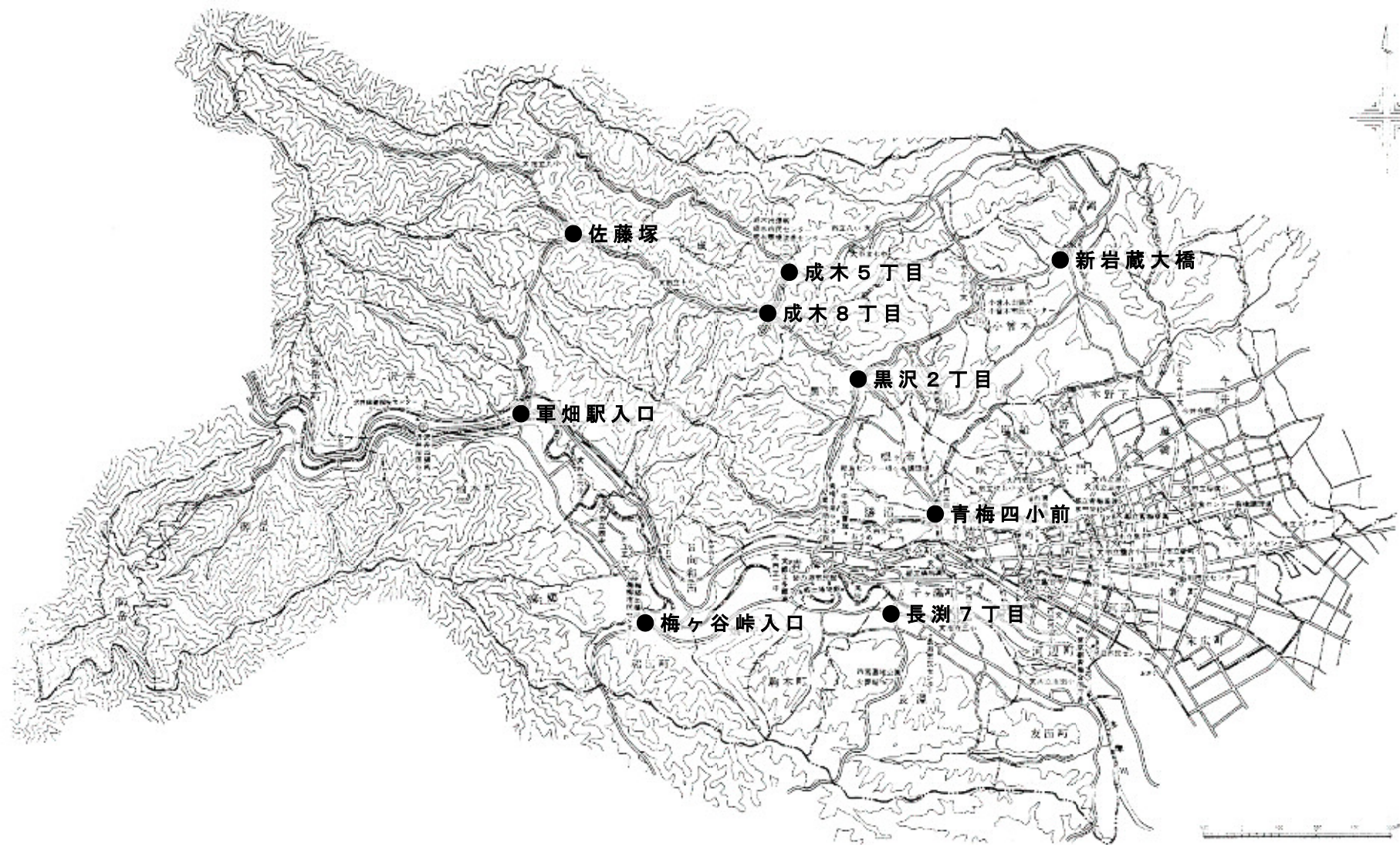


佐藤塚



軍畑駅入口

ダンプトラック交通量調査地点



VI 苦情受付状況

平成23年度に市に寄せられた苦情の件数は、項目別188件で、焼却に伴う煙などによる大気汚染や悪臭の苦情が全体の約60%（112件）を占めています。

1 平成23年度月別苦情受付状況

(単位：件)

種類	大気汚染		悪臭		水質汚濁	騒音	振動	地盤沈下	土壌汚染	その他	計	
	受付件数	うち焼却件数	受付件数	うち焼却件数							受付件数	うち焼却件数
4月	0	(0)	0	(0)	1	3	0	0	0	0	4	(0)
5月	2	(2)	2	(2)	1	3	0	0	0	0	8	(4)
6月	3	(3)	2	(1)	1	7	0	0	0	0	13	(4)
7月	10	(9)	4	(4)	1	5	1	0	0	1	22	(13)
8月	7	(7)	3	(2)	0	2	0	0	0	0	12	(9)
9月	8	(8)	1	(0)	1	4	0	0	0	0	14	(8)
10月	12	(12)	3	(3)	0	2	0	0	0	0	17	(15)
11月	5	(5)	6	(3)	3	3	1	0	0	0	18	(8)
12月	19	(19)	2	(2)	6	2	0	0	0	0	29	(21)
1月	12	(11)	10	(9)	2	4	0	0	0	0	28	(20)
2月	5	(4)	2	(2)	2	3	1	0	0	0	13	(6)
3月	5	(4)	1	(0)	1	3	0	0	0	0	10	(4)
計	88	(84)	36	(28)	19	41	3	0	0	1	188	(112)

2 用途地域別苦情受付状況

(単位：件)

種類	大気汚染		悪臭		水質汚濁	騒音	振動	地盤沈下	土壌汚染	その他	計	
	受付件数	うち焼却件数	受付件数	うち焼却件数							受付件数	うち焼却件数
低層住専	41	(40)	17	(15)	2	11	0	0	0	0	71	(55)
中高層住専	9	(8)	1	(1)	0	6	0	0	0	0	16	(9)
住居	6	(6)	1	(1)	0	2	0	0	0	0	9	(7)
近隣商業	2	(2)	1	(1)	0	6	0	0	0	0	9	(3)
商業	0	(0)	0	(0)	0	0	0	0	0	0	0	(0)
準工業	16	(14)	6	(6)	2	10	2	0	0	1	37	(20)
工業	0	(0)	4	(1)	0	0	0	0	0	0	4	(1)
工業専用	1	(1)	1	(1)	0	0	0	0	0	0	2	(2)
調整区域	10	(10)	1	(1)	1	3	0	0	0	0	15	(11)
不明	3	(3)	4	(1)	14	3	1	0	0	0	25	(4)
計	88	(84)	36	(28)	19	41	3	0	0	1	188	(112)

3 発生源別苦情受付状況

(単位：件)

種類	大気汚染		悪臭		水質汚濁	騒音	振動	地盤沈下	土壌汚染	その他	計	
	受付件数	うち焼却件数	受付件数	うち焼却件数							受付件数	うち焼却件数
工場	6	(6)	6	(5)	1	4	0	0	0	0	17	(11)
指定作業場	3	(3)	1	(0)	0	1	0	0	0	0	5	(3)
建設作業	3	(0)	0	(0)	3	6	0	0	0	0	12	(0)
一般	74	(73)	25	(22)	1	28	2	0	0	1	131	(95)
不明	2	(2)	4	(1)	14	2	1	0	0	0	23	(3)
その他	0	(0)	0	(0)	0	0	0	0	0	0	0	(0)
計	88	(84)	36	(28)	19	41	3	0	0	1	188	(112)

4 経年変化

(単位：件)

年 度	1 8	1 9	2 0	2 1	2 2	2 3
大気汚染	1 4 3	1 5 6	1 2 6	1 1 4	1 3 4	8 8
悪 臭	3 4	2 8	1 5	4 5	4 0	3 6
水質汚濁	1 4	1 8	1 6	1 5	1 5	1 9
騒 音	2 8	2 6	1 8	3 0	2 7	4 1
振 動	4	7	3	3	1	3
地盤沈下	0	0	0	0	0	0
土壌汚染	1	0	0	0	0	0
そ の 他	4	4	3	9	3	1
合 計	2 2 8	2 3 9	1 8 1	2 1 6	2 2 0	1 8 8

§ 5 参考資料

1 国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所からの情報提供

国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所では、多摩川の水質測定結果を毎月（原則として翌月の20日頃までに）速報値として公表しています。

これは、住民の環境問題に対する関心が高い中で、身近な都市河川である多摩川の環境情報をより早く提供するために行っているものです。

市内では、調布橋で測定を行っています。

調査項目としては、流量、pH（水素イオン濃度）、DO（溶存酸素）、

BOD（生物学的酸素要求量）、COD（化学的酸素要求量）、SS（浮遊物質）、大腸菌群数、総窒素、総リンです。

平成23年度多摩川の水質調査速報値（調布橋）

単位：流量(m³/sec)、pH(なし)、大腸菌群数(MPN/100ml)、その他(mg/l)

項目	4月分		5月分		6月分		7月分		8月分		9月分	
	4月13日採水	4月13日採水	5月19日採水	5月19日採水	6月8日採水	6月8日採水	7月6日採水	7月6日採水	8月3日採水	8月3日採水	9月28日採水	9月28日採水
流量	9.69	9.69	8.82	8.82	11.85	11.85	12.97	12.97	18.49	18.49	-	-
pH	7.9	7.9	8.3	8.3	8.0	8.0	8.3	8.3	8.1	8.1	8.2	8.2
DO	11.0	11.0	10.0	10.0	10.0	10.0	9.5	9.5	9.7	9.7	10.0	10.0
BOD	0.6	0.6	<0.5	<0.5	0.8	0.8	0.7	0.7	0.8	0.8	0.6	0.6
COD	1.2	1.2	1.1	1.1	1.2	1.2	1.5	1.5	1.1	1.1	1.8	1.8
SS	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	24	24
大腸菌群数	230	230	330	330	1100	1100	1300	1300	1300	1300	2300	2300
総窒素	0.56	0.56	0.67	0.67	1.00	1.00	0.94	0.94	0.94	0.94	1.20	1.20
総リン	0.007	0.007	0.008	0.008	0.014	0.014	0.010	0.010	0.013	0.013	0.049	0.049

項目	10月分		11月分		12月分		1月分		2月分		3月分	
	10月12日採水	10月12日採水	11月9日採水	11月9日採水	12月7日	12月7日	1月11日採水	1月11日採水	2月1日採水	2月1日採水	3月14日採水	3月14日採水
流量	18.62	18.62	11.96	11.96	9.96	9.96	9.75	9.75	6.87	6.87	10.36	10.36
pH	8.0	8.0	8.1	8.1	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0
DO	10.0	10.0	10.0	10.0	11.0	11.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0
BOD	0.7	0.7	0.5	0.5	<0.5	<0.5	0.7	0.7	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
COD	1.1	1.1	1.3	1.3	1.2	1.2	0.9	0.9	1.2	1.2	1.3	1.3
SS	4	4	3	3	1	1	1	1	2	2	1	1
大腸菌群数	790	790	490	490	70	70	79	79	49	49	33	33
総窒素	0.88	0.88	0.69	0.69	0.75	0.75	0.68	0.68	0.60	0.60	0.87	0.87
総リン	0.025	0.025	0.011	0.011	0.010	0.010	0.007	0.007	0.008	0.008	0.007	0.007

2 東京都環境局自然環境部からの情報提供

東京都環境局自然環境部では、多摩川、成木川、黒沢川、霞川の水質測定結果を毎月速報値として公表しています。市内では、多摩川については和田橋、成木川については落合橋および両郡橋、黒沢川については落合橋、霞川については金子橋で測定を行なっています。

調査項目としては、pH（水素イオン濃度）・DO（溶存酸素量）・BOD（生物化学的酸素要求量）・SS（浮遊物質量）です。

(1) 多摩川の水質調査速報値（和田橋）

	23年									24年		
	4/1	5/10	6/7	7/5	8/2	9/16	10/11	11/8	12/6	1/10	2/14	3/14
p H	7.8	7.9	7.8	7.8	8.0	7.8	7.9	8.0	7.5	7.8	6.9	7.9
D O	12.3	10.5	10.7	11.0	10.2	9.2	9.8	10.4	11.7	12.9	12.6	13.0
B O D	<0.5	<0.5	0.8	0.8	<0.5	1.5	0.5	0.5	<0.5	<0.5	0.6	0.5
S S	1	1	2	1	2	32	10	3	2	2	2	1

(2) 成木川の水質調査速報値（落合橋）

	23年									24年		
	4/12	5/17	6/14	7/12	8/9	9/13	10/18	11/15	12/13	1/17	2/15	3/15
p H	8.2	7.7	7.7	7.8	8.0	7.9	8.2	7.6	7.8	8.2	8.1	7.8
D O	11.5	9.6	9.7	9.0	9.2	8.8	9.8	10.6	11.6	13.5	13.3	12.1
B O D	<0.5	<0.5	1.7	0.5	<0.5	1.9	<0.5	0.7	0.9	<0.5	0.9	0.7
S S	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5	4	1

(3) 成木川の水質調査速報値（両郡橋）

	23年									24年		
	4/12	5/17	6/14	7/12	8/9	9/13	10/18	11/15	12/13	1/17	2/15	3/15
p H	8.0	7.6	7.5	7.7	7.8	7.9	8.0	7.9	7.9	8.1	8.0	7.8
D O	12.1	9.6	9.6	8.2	9.2	9.0	10.3	10.5	12.5	14.6	13.9	12.7
B O D	0.5	<0.5	0.5	0.6	<0.5	1.8	<0.5	1.2	1.0	<0.5	1.0	1.0
S S	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

(4) 黒沢川の水質調査速報値（落合橋）

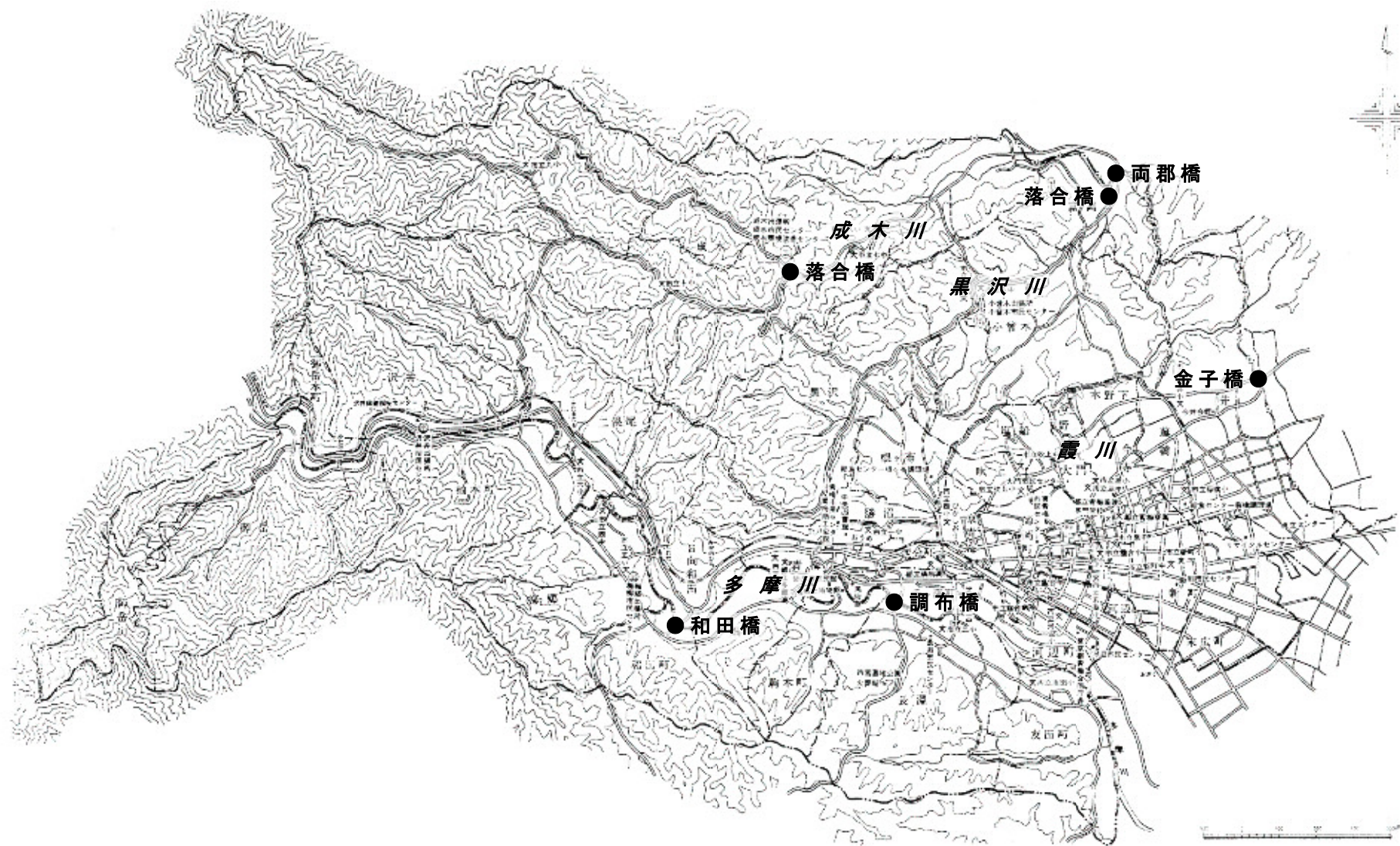
	23年									24年		
	4/12	5/17	6/14	7/12	8/9	9/13	10/18	11/15	12/13	1/17	2/15	3/15
p H	7.5	7.6	7.7	7.9	7.9	7.9	8.0	8.0	8.1	8.4	8.2	7.8
D O	11.3	9.5	9.5	8.4	8.9	8.7	9.6	10.2	12.3	14.4	14.1	12.4
B O D	1.9	<0.5	1.2	0.9	0.8	1.4	<0.5	1.3	1.3	<0.5	1.5	1.6
S S	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1

(5) 霞川の水質調査速報値（金子橋）

	23年									24年		
	4/12	5/17	6/14	7/12	8/9	9/13	10/18	11/15	12/13	1/17	2/15	3/15
p H	7.8	7.9	8.0	8.2	8.0	8.1	8.0	8.0	7.9	7.9	8.0	7.9
D O	10.0	9.6	8.9	8.4	8.9	8.4	9.4	10.3	11.7	13.2	12.3	12.2
B O D	10	<0.5	3.3	0.9	0.6	1.2	<0.5	1.8	0.8	<0.5	1.7	1.2
S S	4	5	8	3	1	3	1	2	2	2	4	2

※ 「<」の表示は、記載した数値未満であることを示す。

河川水質調査地図(国土交通省・東京都)



3 林野・植生面積

(1) 保有形態別森林面積(平成22年度データ)

保有形態	総面積		立木地			人工林率 (%)	
	面積(A)	比率	面積(A)	人工林(A)	天然林		
	(ha)	(%)	(ha)	(ha)	(ha)		
総数	6,464.00	100.00	6,419.57	4,713.17	1,706.40	72.91	
国有林	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
公有林	公有林計	170.75	2.64	170.75	129.78	40.97	76.01
	都有林	30.07	0.46	30.07	17.05	13.02	56.70
	市有林	140.68	2.18	140.68	112.73	27.95	80.13
私有林	6,293.25	97.36	6,248.82	4,583.39	1,665.43	72.83	

※国有林の立木地の人工林、天然林の割合は不明

(2) 森林構成表(平成22年度データ)

単位 ha

区分	樹種	面積
総計		6,464.00
針葉樹計	スギ	3,313.76
	ヒノキ	1,359.45
	アカマツ	413.23
	その他	60.58
広葉樹		1,272.55
タケ		4.56
無立木地		39.87
国有地		0.00

4 工場・指定作業場

別表1 工場（環境確保条例第2条関係）

- 1 定格出力の合計が 2.2 kW以上の原動機を使用する物品の製造、加工又は作業を常時行う工場（レディミクストコンクリートの製造については、同一の工場において1年以上行うものに限る。）
- 2 定格出力の合計が 0.75 kW以上 2.2 kW未満の原動機を使用する物品の製造、加工又は作業で次に掲げるものを常時行う工場
 - (1) 裁縫、織物、編物、ねん糸、糸巻、組ひも、電線被覆又は製袋
 - (2) 印刷又は製本
 - (3) 印刷用平版の研磨又は活字の鋳造
 - (4) 金属の打抜き、型絞り又は切断（機械鋸を使用するものを除く。）
 - (5) 金属やすり、針、釘、鋏又は鋼球の製造
 - (6) ねん線若しくは金網の製造又は直線機を使用する金属線の加工
 - (7) 金属箔又は金属粉の製造
 - (8) つき機、がら機、粉碎機又は糖衣機を使用する物品の製造又は加工
 - (9) 木材、石材若しくは合成樹脂の引割り又は木材のかんな削り若しくは細断
 - (10) 動物質骨材（貝がらを含む。）、木材（コルクを含む。）又は合成樹脂（エポナイト及びセルロイドを含む。）の研磨
 - (11) ガラスの研磨又は砂吹き
 - (12) レディミクストコンクリートその他のセメント製品の製造（レディミクストコンクリートの製造については、同一の工場において1年以上行うものに限る。）
 - (13) 魚肉又は食肉練製品の製造又は加工
 - (14) 液体燃料（灯油、重油、石油等）用のバーナーの容量が1時間当たり20リットル以上又は火格子面積が0.5m²以上の炉を使用する食品の製造又は加工
- 3 次に掲げる物品の製造、加工又は作業を常時行う工場
 - (1) 金属線材（管を含む。）の引抜き
 - (2) 電気又はガスを用いる金属の溶接又は切断
 - (3) 厚さ 0.5 ミリメートル以上の金属材のつち打ち加工又は電動若しくは空気動工具を使用する金属の研磨、切削若しくは鋏打ち
 - (4) ショットブラスト又はサンドブラストによる金属の表面処理
 - (5) 塗装、染料又は絵具の吹付け
 - (6) 乾燥油又は溶剤を用いる擬革紙布、防水紙布又は絶縁紙布の製造
 - (7) 溶剤又はラバーセメントを用いるゴム製品の製造又は加工
 - (8) ドライクリーニング
 - (9) テレピン油又は樹脂を原料とする物品の製造
 - (10) 石炭、亜炭、アスファルト、木材若しくは樹脂の乾りゅう又はタールの蒸りゅう若しくは精製
 - (11) たん白質の加水分解
 - (12) 合成樹脂の製造若しくは加熱加工又はファクチスの製造
 - (13) 石綿、岩綿、鉍さい綿、ガラス綿、石こう、うわ薬、かわら、れんが、土器類、陶

磁器、人造砥石又はるつぼの製造

- (14) 電気分解又は電池の製造
- (15) 床面積の合計が 50m²以上の作業場で行われるテレビジョン、電気蓄音機、警報器
その他これらに類する音響機器の組立て、試験又は調整
- (16) ガス機関、石油機関、その他これらに類する機関の試験又は調整
- (17) 発電の作業
- (18) 金属の溶融又は精練（貴金属の精練又は活字の鋳造を除く。）
- (19) 金属の鍛造、圧延又は熱処理
- (20) 溶剤を用いる塗料の加熱乾燥
- (21) 塗料、顔料若しくは合成染料又はこれらの中間物の製造
- (22) 印刷用インク又は絵具の製造
- (23) アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸りゅう産物又はその残りかすを原料とする物品の製造
- (24) 電気用カーボンの製造
- (25) 墨、懐炉灰又はれん炭の製造
- (26) 動物質臓器又は排せつ物を原料とする物品の製造
- (27) 油脂の採取若しくは加工又は石けんの製造
- (28) 肥料の製造
- (29) ガラスの製造又は腐しょく若しくは加熱加工
- (30) ほうろう鉄器又はほうろう薬の製造
- (31) セメント、生石灰、消石灰又はカーバイトの製造
- (32) 硝酸塩類、過酸化カリウム又は過酸化ナトリウムの製造又は精製
- (33) ヨード、いおう、塩化いおう、塩化ホスホリル、りん酸、水酸化ナトリウム、水酸化カリウム、アンモニア水、炭酸カリウム、炭酸ナトリウム、さらし粉、次硝酸ビスマス、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、バリウム化合物、銅化合物、スルホンメタン、グリセリン、スルホン酸アンモニウム、酢酸、安息香酸又はタンニン酸の製造又は精製
- (34) 有機薬品の合成
- (35) 火床面積が 0.5m²以上又は焼却能力が 1 時間当たり 50 k g 以上の焼却炉を使用する廃棄物の焼却
- (36) 油缶その他の空き缶の再生
- (37) 金属の酸洗い、腐しょく、めっき又は被膜加工
- (38) 鉛、水銀又はこれらの化合物を原料とする物品の製造
- (39) 羽若しくは毛の洗浄、染色若しくは漂白、繊維の染色若しくは漂白又は皮革の染色
- (40) 紙又はパルプの製造
- (41) 写真の現像
- (42) 有害ガスを排出する物の製造又は加工
- (43) 有害物質を排出する物の製造又は加工

別表2 指定作業場（環境確保条例第2条関係）

- 1 レディミクストコンクリート製造場（建設工事現場に設置するものを除く。）
- 2 自動車駐車場（自動車等の収容能力が20台以上のものに限る。）
- 3 自動車ターミナル（事業用自動車を同時に10台以上停留させることができるものに限る。）
- 4 ガソリンスタンド、液化石油ガススタンド及び天然ガススタンド（一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第2条第23号に規定する設備を有する事業所をいう。）
- 5 自動車洗車場（スチムクリーナー又は原動機を用いる洗浄機を使用するものに限る。）
- 6 ウェスト・スクラップ処理場（建場業（収集人から再生資源（古繊維、古綿、古紙、古毛、古瓶又は古鉄類をいう。以下この項において同じ。）を集荷する業をいう。）、消毒業（再生資源を消毒する業をいう。）及び選分加工業（再生資源を建場業を営む者、会社、官公庁、工場等から大口に集荷し、これを選分し、又は加工する業をいう。）に係るものを除く。）
- 7 廃棄物の積替え場所又は保管場所（前号に掲げるものを除き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項及び第6項、第14条第1項及び第6項並びに第14条の4第1項及び第6項の規定に基づき許可を得た者並びに地方公共団体が設置するものに限る。）
- 8 セメントサイロ（セメント袋詰め作業が行われるものに限る。）
- 9 材料置場（面積が100㎡以上のものに限る。）
- 10 死亡獣畜取扱場（化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第1条第3項に規定する死亡獣畜取扱場をいう。）
- 11 と畜場
- 12 畜舎（豚房の総面積が50㎡以上、馬房の総面積、牛房の総面積若しくはこれらの合計面積が200㎡以上又は鶏の飼養規模が1000羽以上のものに限る。）
- 13 青写真の作成の用に供する施設を有する作業場
- 14 工業用材料薬品の小分けの用に供する施設を有する作業場
- 15 臭化メチル、シアン化水素、エチレンその他の有害ガスを使用する食物の燻蒸場
- 16 めん類製造業
- 17 豆腐又は煮豆製造場（原料豆の湯煮施設を有するものに限る。）
- 18 砂利採取場（砂利の洗浄のみを行うものを含む。）
- 19 洗濯施設を有する事業場
- 20 廃油処理施設を有する事業場
- 21 汚泥処理施設を有する事業場
- 22 し尿処理施設（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が200人以下のし尿浄化槽を除く。）を有する事業場
- 23 工場、作業場等から排出される汚水の処理施設を有する事業場（次号に掲げるものを除く。）

- 24 下水処理場（下水道法第2条第6号に規定する終末処理場をいう。）
- 25 暖房用熱風炉（熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの及びいおう化合物の含有率が体積比で0.1%以下であるガスを燃料として専焼させるものを除く。）を有する事業場
- 26 ボイラー（熱源として電気若しくは廃熱のみを使用するもの並びに日本工業規格B8201及びB8203伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積が 5 m^2 未満のもの（いおう化合物の含有率が体積比で0.1%以下であるガスを燃料として専焼させるものについては伝熱面積が 10 m^2 未満のもの）を除く。）を有する事業場
- 27 ガスタービン（燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル未満のもの及び非常用のものを除く。）、ディーゼル機関（燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり5リットル未満のもの及び非常用のものを除く。）、ガス機関（燃料の焼却能力が重油換算1時間当たり5リットル未満のもの及び非常用のものを除く。）又はガソリン機関（燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり5リットル未満のもの及び非常用のものを除く。）を有する事業場
- 28 焼却炉（火床面積が 0.5 m^2 未満であって焼却能力が1時間当たり50kg未満のものを除く。）を有する事業場
- 29 冷暖房用設備、水洗便所又は洗車設備の用に供する地下水を揚水するための揚水施設を有する事業場及び浴室の床面積の合計が 150 m^2 を超える公衆浴場で揚水施設を有するもの
- 30 水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水施設（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設に供する沈殿施設又はろ過施設を有する事業場（これらの浄水能力が1日当たり 10000 m^3 未満の事業場に係るものを除く。）
- 31 病院（病床数300以上を有するものに限る。）
- 32 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査を行う事業場（国又は地方公共団体の試験研究機関、製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明にかかる試験研究機関、大学及びその附属研究機関並びに環境計量証明業に限る。）

別表3 騒音規制法特定施設

- 1 金属加工機械
 - イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が 22.5 k W以上のものに限る。）
 - ロ 製管機械
 - ハ ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75 k W以上のものに限る。）
 - ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
 - ホ 機械プレス（呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。）
 - ヘ せん断機（原動機の定格出力が 3.75 k W以上のものに限る。）
 - ト 鍛造機
 - チ ワイヤフォーマリングマシン
 - リ ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。）
 - ヌ タンブラー
 - ル 切断機（と石を用いるものに限る。）
- 2 空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が 7.5 k W以上のものに限る。）
- 3 土石用又は鉋物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5 k W以上のものに限る。）
- 4 織機（原動機を用いるものに限る。）
- 5 建設用資材製造機械
 - イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45m³以上のものに限る。）
 - ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が 200 k g 以上のものに限る。）
- 6 穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5 k W以上のものに限る。）
- 7 木材加工機械
 - イ ドラムバーカー
 - ロ チッパー（原動機の定格出力が 2.25 k W以上のものに限る。）
 - ハ 碎木機
 - ニ 帯のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 k W以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 k W以上のものに限る。）
 - ホ 丸のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 k W以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 k W以上のものに限る。）
 - ヘ かな盤（原動機の定格出力が 2.25 k W以上のものに限る。）
- 8 抄紙機
- 9 印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
- 10 合成樹脂用射出成形機
- 11 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

別表4 振動規制法特定施設

- 1 金属加工機械
 - イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
 - ロ 機械プレス
 - ハ セン断機（原動機の定格出力が1 kW以上のものに限る。）
 - ニ 鍛造機
 - ホ ワイヤフォーマーマシン（原動機の定格出力が37.5 kW以上のものに限る。）
- 2 圧縮機（原動機の定格出力が7.5 kW以上のものに限る。）（冷凍機を除く。）
- 3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5 kW以上のものに限る。）
- 4 織機（原動機を用いるものに限る。）
- 5 コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95 kW以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10 kW以上のものに限る。）
- 6 木材加工機械
 - イ ドラムバーカー
 - ロ チッパー（原動機の定格出力が2.2 kW以上のものに限る。）
- 7 印刷機械（原動機の定格出力が2.2 kW以上のものに限る。）
- 8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30 kW以上のものに限る。）
- 9 合成樹脂用射出成形機
- 10 鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）

別表5 特定建設作業（届出必要）〔騒音規制法・振動規制法〕

基準値	〔騒〕騒音規制法：85dB	〔振〕振動規制法：75dB
<p>くい打設作業</p> <p>くい打機（もんけん〔騒・振〕及び圧入式くい打機〔振のみ〕を除く）、くい抜機（油圧式くい抜機〔振のみ〕を除く）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く）</p> <p>○くい打機作業</p> <p>(1)ディーゼルパイルハンマ〔騒・振〕</p> <p>(2)油圧ハンマ〔騒・振〕</p> <p>(3)スチームハンマ〔騒・振〕</p> <p>(4)ドロップハンマ〔騒・振〕</p> <p>(5)バイブロハンマ〔騒・振〕</p> <p>※アースオーガーを併用するくい打ち作業は対象外だが、プレボーリング工法や中掘工法において、既製杭を挿入後に打撃を加える場合は、振動規制法のみ対象になる。</p> <p>○くい抜機作業</p> <p>(1)パイルエキストラクター〔騒・振〕</p> <p>びょう打機作業</p> <p>びょう打機を使用する作業</p> <p>(1)リベッティングハンマ〔騒・振〕</p> <p>破砕作業（※1）</p> <p>さく岩機を使用する作業</p> <p>(1)ジャイアントブレーカー〔騒・振〕</p> <p>(2)ハンドブレーカー〔騒〕</p> <p>(3)ピックハンマ（コールピック）〔騒〕…本体重量が5～7.5kgクラスのもの</p> <p>(4)ドリフタ（クローラドリル、ドリルジャンボ）、ダウンザホールドリル（ロータリドリル）〔騒〕</p> <p>掘削作業</p> <p>バックホウ（原動機の定格出力が80kW以上）、トラクターシャベル（原動機の定格出力が70kW以上）、ブルドーザー（原動機の定格出力が40kW以上）を使用する作業（低騒音型建設機械の指定を受けた機械を除く。）〔騒〕</p> <p>空気圧縮機を使用する作業</p> <p>空気圧縮機（原動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）</p> <p>(1)往復圧縮機〔騒〕</p> <p>(2)回転圧縮機〔騒〕</p> <p>コンクリートプラント等及びコンクリート搬入作業〔騒〕</p>		

（※1） 作業地点が連続する作業にあつては、1日における当該作業に係る地点の最大距離が50mを越えない作業に限る。

別表6 指定建設作業（届出不要）〔環境確保条例〕

<p>くい打設作業 基準値〔騒〕80dB 〔振〕70dB 穿孔機を使用するくい打設作業 (1)アースオーガー、多軸オーガー〔騒・振〕 (2)アースドリル〔騒・振〕 (3)オールケーシング掘削機（ベノト掘削機）、ハンマグラブ掘削機〔騒・振〕 (4)リバーササーキュレーションドリル〔騒・振〕</p> <p>びょう打等作業 基準値〔騒〕80dB インパクトレンチを使用する作業〔騒〕</p> <p>破砕作業（※1） 基準値〔騒〕80dB 〔振〕70dB コンクリートカッターを使用する作業〔騒〕</p> <p>掘削作業（※1） 基準値〔騒〕80dB 〔振〕70dB ブルドーザー、パワーショベル、バックホウ、その他これらに類する掘削機械を使用する作業 (1)ブルドーザー〔騒・振〕 (2)油圧ショベル（パワーショベル、バックホウ）〔騒・振〕 (3)トラクタショベル〔騒・振〕 (4)クラムシェル〔騒・振〕</p> <p>空気圧縮機を使用する作業 基準値〔振〕65dB 空気圧縮機（原動機以外の原動機を用いるのものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）〔振〕</p> <p>締固作業（※1） 基準値〔騒〕80dB 〔振〕70dB 振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラー、振動プレート（振動コンパクト）、振動ランマ（タンパ）その他これらに類する締固め機械を使用する作業〔騒・振〕</p> <p>コンクリートプラント等及びコンクリート搬入作業 基準値〔騒〕80dB コンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業 (1)コンクリートミキサー車（トラックミキサー）〔騒〕 (2)コンクリートポンプ車〔騒〕</p> <p>はつり作業及びコンクリート仕上げ作業 基準値〔騒〕80dB 原動機を使用するはつり作業及びコンクリート仕上げ作業（さく岩機を使用する作業を除く。） (1)トロウエル（コンクリート床仕上げ機）〔騒〕</p> <p>建設物の解体・破壊作業 基準値〔騒〕85dB 〔振〕75dB 動力、火薬又は鋼球を使用して建築物その他工作物を解体し、又は、破壊する作業 (1)コンクリート圧砕機（サイレントクラッシャ、ニブラ、クラッシャ）〔騒・振〕 (2)鉄骨切断機〔騒・振〕</p>
--

（※1） 作業地点が連続する作業にあつては、1日における当該作業に係る地点の最大距離が50mを越えない作業に限る。

未規制建設作業

- | | |
|---------------------|---------------------|
| ○カッター（配管用パイプ等） | ○排水ポンプ等 |
| (1)高速カッター (2)グラインダー | ○資材搬出入トラック等 |
| ○コンプレッサー（15kW未満） | ○カナヅチ及びカッター |
| ○発電用エンジン（ディーゼル機関） | ○木工機械（電動カンナ、電動ノコギリ） |
| ○クレーン | ○吹き付け作業 |
| ○鉄骨組立（足場解体を含む） | |

5 青梅市環境基本条例

平成14年6月28日

条例第34号

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 環境基本計画等（第8条—第11条）

第3章 施策の推進（第12条—第19条）

第4章 開発事業等にかかる環境への配慮（第20条—第22条）

第5章 青梅市環境審議会（第23条）

第6章 雑則（第24条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、青梅市（以下「市」という。）の環境の保全、回復および創出（以下「環境の保全等」という。）について、基本となる理念を定め、市、市民、事業者および滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在および将来の市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（雨水および地下水の汚染を含む。）、土壌汚染、騒音、振動、悪臭等によって、人の健康または生活環境に被害が生ずることをいう。
- (3) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化およびオゾン層破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体またはその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態にかかる環境の保全であって、市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組と相互の協力によって行われなければならない。

3 地球環境の保全等は、日常生活およびすべての事業活動において推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全等を図るため、次の各号に掲げる事項について基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

(1) 公害の防止に関すること。

(2) 大気、水、土壌、動植物等からなる自然環境の保全等に関すること。

(3) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に関すること。

(4) 人と自然との豊かな触れ合いの確保に関すること。

(5) 良好な景観の保全および歴史的文化的遺産の保全等に関すること。

(6) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用および廃棄物の減量に関すること。

(7) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全等に関すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。

2 市は、環境の保全等を図る上で市民および事業者が果たす役割の重要性を考慮し、環境の保全等に関する施策に、これらの者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、環境の保全等について関心を払うとともに、必要な知識を持つよう努めるものとする。

2 市民は、その日常生活において、環境への負荷の低減ならびに公害の防止および自然環境の適正な保全等に努めなければならない。

3 市民は、前2項に定めるもののほか、市および地域社会と協働して環境の保全等に努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に

努めるとともに、その事業活動に伴って発生する公害を防止し、または自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、事業活動にかかる製品その他のものが使用され、または廃棄されることによる環境への負荷を低減するために、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、市および地域社会と協働して環境保全等に努めるものとする。

(滞在者の責務)

第7条 市域の自然に親しみ、または文化施設等を利用する滞在者は、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境基本計画等

(環境基本計画)

第8条 青梅市長（以下「市長」という。）は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、青梅市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する目標

(2) 環境の保全等に関する施策の基本方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関し必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ第23条に規定する青梅市環境審議会の意見を聴くとともに、市民および事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境行動指針)

第9条 市長は、市、市民、事業者および滞在者の環境に配慮すべき具体的な行動について定める青梅市環境行動指針（以下「行動指針」という。）を策定するものとする。この場合において、当該行動指針は、基本計画に則したものでなければならない。

2 市長は、行動指針を策定するに当たっては、あらかじめ青梅市環境審議会の意見を聴くとともに、市民および事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、行動指針を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、行動指針の変更について準用する。

(施策の策定に当たっての調整)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画および行動指針との整合を図るものとする。

2 市は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(報告書)

第11条 市長は、環境の状況および環境基本計画にもとづき実施された施策の状況等について環境報告書を作成し、これを定期的に公表するものとする。

第3章 施策の推進

(水と緑の豊かな環境の保全の推進)

第12条 市は、水(河川、湧水、池等)と緑(森林、樹木、農地、草花等)が有する環境の保全における機能を重視し、人と自然との豊かな触れ合いを確保するため、水の保全ならびに緑の保護および緑化推進に必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第13条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民および事業者による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用および廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設および維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用および廃棄物の減量に努めなければならない。

(環境学習の推進)

第14条 市は、市民および事業者が環境の保全等についての理解を深めるとともに自発的な活動が促進されるよう、環境に関する学習の推進を図るものとする。

(環境状況の把握)

第15条 市は、環境の状況を的確に把握するため、必要な監視および測定を行うものとする。

(情報の収集および提供)

第16条 市は、環境の保全等に関する施策を実施するため、環境に関する情報の収集に努めるものとする。

2 市は、環境の保全等に資するため、必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(環境管理および環境監査)

第17条 市および事業者は、自らの行為にかかる環境への負荷の低減を図るため、環境管理および環境監査を行うよう努めるものとする。

(自発的活動の促進)

第18条 市は、市民、事業者およびこれらの者で構成する団体が行う環境の保全等に関する自発的な活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(国、東京都等との協力)

第19条 市は、環境の保全等を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国、東京都、その他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

第4章 開発事業等にかかる環境への配慮

(開発事業者等に対する要請)

第20条 市長は、環境に影響を及ぼすおそれがある事業で規則で定めるもの(以下「開発事業等」という。)については、当該開発事業等を実施しようとする者(以下「開発事業者等」という。)に対して、環境へ配慮する事項についてあらかじめ協議するよう要請することができる。

2 市長は、前項の規定による協議終了後、開発事業者等に対し、当該開発事業等を実施することによる環境に及ぼす影響およびそれに対する配慮の方策を示す書類を提出するよう要請するものとする。

3 市長は、前項の書類の提出があったときは、開発事業者等に対し、当該開発事業等を実施することによる環境に及ぼす影響およびそれに対する配慮の方策について、当該開発事業等に関係する市民等に対する周知を行い、これらの者の当該開発事業等についての意見を聴き、その内容等を報告するよう要請するものとする。

4 市長は、前項の規定による報告があったときは、環境の保全等の見地から、開発事業者等に対し、当該開発事業等の実施にかかる環境への配慮について要請することができる。

5 市長は、前項の規定による要請を行うに当たっては、あらかじめ青梅市環境審議会の意見を聴かなければならない。ただし、軽微な要請につ

いては、この限りでない。

- 6 前各項に定めるもののほか、市長は、開発事業者等に対し、当該開発事業等にかかる環境への配慮に関し必要と認める事項について要請することができる。

(勧告および公表)

第21条 市長は、開発事業者等が前条の規定による要請の全部または一部を受け入れないときは、当該要請を受け入れるよう勧告することができる。

- 2 市長は、開発事業者等が前項の規定による勧告に従わない場合において、必要があると認めるときは、当該要請および勧告についてこの者に意見を述べる機会を与える等の手続を経た上でその内容を公表することができる。

- 3 この章に定める環境への配慮について必要な事項は、規則で定める。

(紛争の解決)

第22条 開発事業者等は、当該開発事業等の実施により関係する市民等との間に紛争または障害が生じたときは、自らの責任においてこれを解決しなければならない。

第5章 青梅市環境審議会

(青梅市環境審議会)

第23条 市の環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として青梅市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議し、答申する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前章に定める環境への配慮に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等についての基本的事項に関すること。

- 3 審議会は、前項の市長の諮問に応じるもののほか、同項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

- 4 審議会は、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- 5 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事

項は、規則で定める。

第6章 雑則

(委任)

第24条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

青梅市環境報告書
平成 2 3 年度版

平成 2 5 年 3 月 発行

編集・発行 青梅市環境経済部環境政策課
青梅市東青梅 1 - 1 1 - 1
電話番号 0428-22-1111